

平成 24 年第 1 回定例会

# 環境生活農林水産常任委員会

## 説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 105 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を  
改正する条例案について . . . . . 1

◎ 所管事項説明

- 2 「平成 24 年版成果レポート（案）」について . . . . . 3
- 3 新県立博物館の整備について . . . . . 4
- 4 地球温暖化対策について . . . . . 16
- 5 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質  
総量削減計画（中間案）について . . . . . 19
- 6 生活排水処理アクションプログラムの見直しについて . . . . . 23
- 7 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について . . . . . 27
- 8 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について . . . . . 39
- 9 審議会等の審議状況について . . . . . 47

別冊 1 「平成 24 年版成果レポート（案）」（環境生活部抜粋分）

別冊 2 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画  
（中間案）

別冊 3 生活排水処理アクションプログラム見直し（案）

平成 24 年 6 月 18 日

環境生活部

# 1 議案第 105 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について

## 1 改正理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律による外国人登録法の廃止に鑑み、特定非営利活動法人の設立の認証申請等に関する規定を整備します。

## 2 改正内容

特定非営利活動法人の設立の認証申請等を行うときに申請書等に添付する書類のうち当該法人の各役員住所又は居所を証する書面から外国人登録法に基づき市町村長等が発給する文書を削除します。

今後、外国人住民の住所又は居所を証する書面として、住民基本台帳法に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書によることとなります。

## 3 施行期日

平成24年7月9日から施行します。

○三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(設立の認証申請等)            第二条 (略)            一 三 (略)</p> <p>2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。</p> <p>4 8 (略)</p>	<p>(設立の認証申請等)            第二条 (略)            一 三 (略)</p> <p>2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区)の長が発給する文書</p> <p>三 当該役員が前二号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 前項第三号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。</p> <p>4 8 (略)</p>

## 2 「平成24年版成果レポート(案)」について

### (1) 所管の施策について

環境生活部が主担当となっている施策は下表のとおりです。

なお、これらの施策にかかる「平成23年度の取組の検証」、「平成24年度の改善のポイントと取組方向」等を記載した施策評価表は、別冊1「平成24年版成果レポート(案)(環境生活部抜粋分)」にまとめました。

施策番号 及び 施策名	別冊1の頁	施策責任者
132 交通安全のまちづくり	1頁	古金谷次長
133 消費生活の安全の確保	5頁	
151 地球温暖化対策の推進	9頁	岡本次長
152 廃棄物総合対策の推進	13頁	渡辺次長
154 大気・水環境の保全	17頁	岡本次長
211 人権が尊重される社会づくり	23頁	古金谷次長
212 男女共同参画の社会づくり	27頁	
213 多文化共生社会づくり	31頁	
214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	35頁	
261 文化の振興	39頁	真伏副部長
262 生涯学習の振興	43頁	

### (2) 施策評価表の変更について

最新の実績(23年度の現状値)が明らかになったことから、施策評価表の一部を次のように変更したいと考えています。

- ① 施策211の活動指標「人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合」(別冊1 26頁)

	現在案	変更後
23年度現状値	39.0% (22年度)	41.2%

- ② 施策214の活動指標「NPOと県の連携・協働事業数」(別冊1 38頁)

	現在案	変更後
23年度現状値	51事業 (22年度)	58事業
24年度目標値	60事業	65事業

### 3 新県立博物館の整備について

#### 1 平成24年度の主な取組 **別紙1**、**別紙2**

##### (1) 取組のポイント

- ① 広報…開館までのスケジュールに応じた広報展開を図るとともに、企業等との連携や支援の関係を築き、来館者の裾野を広げ、より多くの県民が「わたしの博物館」と思ってもらえるような取組を進めます。
- ② 建築…平成25年4月の竣工に向けて建物は仕上げの段階であり、着実に工事を推進します。
- ③ 展示等…基本(常設)展示へ活用するための調査や、展示資料の確保・製作・借用等、製作関係業務を集中的に進めるとともに、新博物館で提供するプログラムや資料閲覧といった活動内容の構築に取り組みます。
- ④ 運営…設置条例等で定めていくこととなる運営主体、開館形態、運営体制など、運営に係る基本的事項を具体的に明確にし、検討を進めます。(詳細については別紙1のとおりです。)

##### (2) スケジュール (詳細については別紙2のとおりです。)

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 平成24年 | 6月  | 新県立博物館の情報システム(来館者への情報提供や、業務支援、収蔵資料管理等に関する総合的なシステム)構築に係る契約締結                            |
|       | 7月  | 移動展示の開催(海の恵みとにぎわい～英虞湾と熊野灘から～)<br>於：志摩市歴史民俗資料館(志摩市磯部町)(7/25～9/2)<br>平成24年度第1回経営向上懇話会の開催 |
|       | 8月  | 三重大学との連携事業(シンポジウム)の開催  |
|       | 9月  | 平成24年第2回定例会9月会議<br>・活動と運営の構築及び「7項目」等への取組状況の報告  |
|       | 11月 | みんなでつくる博物館会議「こども会議」の開催   |
|       | 12月 | 平成24年第2回定例会11月会議<br>・新県立博物館の活動と運営V○1.4 中間報告  |
| 平成25年 | 1月  | 平成24年度第2回経営向上懇話会の開催  |
|       | 2月  | 平成25年第1回定例会2月会議<br>・新県立博物館の活動と運営V○1.4 最終報告(案)<br>・平成25年度当初予算案提出<br>みんなでつくる博物館会議の開催     |
|       | 4月  | 新県立博物館の活動と運営V○1.4の完成   |

#### 2 附帯決議及び新県立博物館の整備にあたっての「7項目」に係る取組状況 **別紙3**

平成22年度当初予算承認時に行われた「附帯決議」及び新県立博物館の整備にあたっての「7項目」に係る取組状況は別紙3のとおりです。

## 新県立博物館の運営方針に係る検討状況

運営主体、開館形態、運営体制など、開館後の運営に係る項目について、周辺施設（総合文化センター、美術館等）との協議や他県事例の調査などにより、検討を進めています。

今後、県議会、経営向上懇話会、みんなで作る博物館会議など、さまざまな方法で意見を聴取しながら決定していきます。

### (1) 運営主体

#### [平成23年度までの検討状況]

- ・ 新県立博物館基本計画（平成20年12月策定）においては、「博物館の基幹的な業務（調査研究・収集保存・活用発信などの学芸業務、施設運営に関する総務・企画調整業務など）については、県直営で行うこととし、一部業務を指定管理者に委託する方向」とし、「効果的・効率的な施設運営に向け、隣接する県総合文化センターとの連携について配慮して」検討を行うこととしています。

#### [今年度以降の取組]

- ・ これを踏まえ、関係施設と調整を図って県の考え方をまとめ、県議会や経営向上懇話会の意見なども聴取しながら平成24年度末までに方針を明確にし、設置条例に反映させます。

### (2) 開館日・開館時間

#### [平成23年度までの検討状況]

- ・ 県民サービス、施設管理の視点から、総合文化センターの各施設との整合性を図り、月曜休館を基本に検討を進めています。

#### [今年度以降の取組]

- ・ 企画展や一部のエリアに応じた夜間の時間延長などを検討するなど、平成24年度末までに明確化し、設置条例に反映させます。

### (3) 入館料等

#### [平成23年度までの検討状況]

- ・ 基本展示室（常設展）は有料を想定しています。
- ・ テーマ展示室（企画展）は内容により有料もしくは無料とします。
- ・ 交流創造エリア及びエントランスエリアは無料としますが、こども体験展示室は有料も視野に入れて今後検討します。

#### [今年度以降の取組]

- ・ 無料入館者の範囲、減免の対象、入館券の種類（パスポート券等）などについて平成24年度末までに明確化し、設置条例に反映させます。

#### (4) 設置条例

##### [今年度以降の取組]

- ・ 設置条例の制定について所管する教育委員会と十分な連携を図りながら、現在の三重県立博物館条例の措置、新博物館の設置条例の制定時期及び規定内容等について検討し、平成24年度末までに整理します。

#### (5) 県民参加組織

##### [平成23年度までの検討状況]

- ・ サポートスタッフ組織のあり方とともに、ボランティアスタッフ、友の会などの県民参加組織の制度について検討しています。

##### [今年度以降の取組]

- ・ 引き続き、サポートスタッフの皆さんからの意見なども聴取しながら検討し、平成25年度から新しい組織に移行していく予定です。

平成24年度 新県立博物館整備事業スケジュール

別紙2

		23年度まで	24年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
県議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>23年3月 附帯決議</li> <li>23年6月 整備に係る検証結果の報告</li> <li>随時、取組の進捗状況を報告</li> </ul>			24年第1回定例会 6月会議 ○活動と運営の検討状況 ○「7項目」等取組状況			24年第2回定例会 9月会議 ○活動と運営の検討状況 ○「7項目」等取組状況		24年第2回定例会 11月会議 ○25年度当初予算要求状況 ○「新博物館の活動と運営Vol.4」中間報告 ○「7項目」等取組状況		25年第1回定例会 2月会議 ○議案(25年度当初予算) ○「新博物館の活動と運営Vol.4」最終報告(案) ○「7項目」等取組状況				
事業実施方針に基づく取組 ↓ 「活動と運営の方針」への反映	(活動と運営、連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>21年度～「新博物館の活動と運営」作成 (Vol.1～Vol.3)</li> <li>多様な参画型試行事業の実施</li> <li>三重大学、三重県博物館協会、ましかど博物館等との連携</li> <li>移動展示や出前講座を通じた学校や県内施設との連携</li> </ul>	重点的取組テーマにそった博物館活動と運営に関する検討・実践等		経営向上懇話会											
	(県民参画、広報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度～ サポートスタッフ事業の展開</li> <li>21年度～ みんなでつくる博物館会議、こども会議の実施</li> <li>23年度 広報戦略作成</li> </ul>	関係機関、大学、地域の団体等と連携した取組		三重大学とのシンポジウム 移動展示 (志摩市磯部町)											
			事業実施方針に基づく取組への参加・参画		みんなでつくる博物館会議「分科会」(随時実施)											
			年間を通じ多様な機会を通じた広報と情報提供 (MMMプロジェクトの活用等)		みんなでつくる博物館会議「こども会議」											
			文化庁補助事業活用 ①くらしの写真収集プロジェクト ②三重の食文化プロジェクト(仮称)		みんなでつくる博物館会議											
			(引き続き) 本体建築工事施工 (躯体工事)		(設備、内装等工事)											
建築		<ul style="list-style-type: none"> <li>本体建築設計 22年5月完了</li> <li>本体建築工事 23年1月着工</li> </ul>	情報システム契約		情報システム工事施工											
			外構工事施工 (造園調達等準備)		(土木工事)											
					文化交流ゾーン環境整備											
					広場工事施工											
					連絡ブリッジ契約準備											
展示		<ul style="list-style-type: none"> <li>展示設計 22年10月完了</li> <li>展示工事 23年10月着工</li> </ul>	(引き続き) 展示工事施工		(工場製作、建築工事調整)											
			(引き続き) 基本展示等資料収集及び調査 資料等データベース整備 企画展示調整		(現場製作)											



## 附帯決議及び新県立博物館の整備にあたっての「7項目」 に係る取組状況

### (1) 附帯決議について

#### ① 県民への周知（広報及び広聴の充実）

新博物館の意義、整備の必要性、魅力、活用策などについて、広く県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、展示設計や運営に生かすこと。

##### [平成23年度までの取組]

- ・平成22～23年度に、緊急雇用創出事業を活用して、県内の文化施設や駅などの公共施設、スーパーマーケットや観光施設などにおいて、新県立博物館の広報及び1万人規模のアンケート調査を行いました。
- ・平成23年度には、「これまでの博物館との関わり度合い」「地域」「世代」「時期」などの視点を考慮した広報戦略を策定しました。

##### [今年度以降の取組]

- ・広報戦略に基づき広報活動を展開します。（24年度については、開館後の継続的な広報体制確立に向けたネットワークや体制づくりに注力）
- ・「みんなでつくる博物館」「わたしの博物館」づくりに向けた象徴的プロジェクトとして、県民参加型プロジェクトである「MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクト」（後述）を展開します。
- ・みんなでつくる博物館会議や経営向上懇話会における意見、提案を踏まえながら、活動と運営の仕組みづくりを進めます。

#### ② 文化交流ゾーンとしての機能整備

県総合文化センターとの相乗効果により、周辺一帯が本県の文化交流ゾーンとしての機能を十分に発揮できるよう、検討、調整を行うこと。

##### [平成23年度までの取組]

- ・平成23年度には、県総合文化センターとの動線を安全かつスムーズなものとするための広場整備及び県総合文化センターと新県立博物館をつなぐ連絡ブリッジに係る設計を行いました。

##### [今年度以降の取組]

- ・平成24年度には広場整備を行うほか、平成25年度には連絡ブリッジの整備を行います。
- ・開館以降の共通課題であるアクセス、広報、団体誘致等に関する協議を進めます。

### ③ 県産材の積極的な使用

本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館となるよう、県産材の積極的な使用を検討すること。

#### [平成23年度までの取組]

- ・ 県産材については、収蔵庫の壁材に加え、来館者の目に付きやすいエントランスホールや学習交流スペースの壁材、外部ウッドデッキ、飲食・休憩スペース、ミュージアムショップの床材としてできるだけ使用するほか、三重県を立体的に表した触れる模型や、学習交流スペースなどの展示効果を高めるテーブルやベンチなどに使用することとしています。

#### [今年度以降の取組]

- ・ 今後、什器類などでも、県産材の利用について検討を行っていきます。また、木材に限らず石材や伝統工芸品などの県産品を効果的に用いることで、県民のための施設にふさわしく、県民が愛着をもてる施設づくりを進めます。

## (2) 新県立博物館の整備にあたっての「7項目」について

### ① 県費負担の削減

総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること

#### [平成23年度の取組]

- ・ 年間運営費（維持管理費、事業費）の再試算及び収入増のための方策検討を行い、これをもとにした収支計画案を作成しました。（平成23年12月）

#### [今年度以降の取組]

- ・ 平成24年度は、多様な収入を確保するための仕組み（寄付、協賛等）の構築と、企業訪問等により企業等への働きかけを実施します。
- ・ これらの取組成果を元に、平成23年12月に示した収支計画案の精緻化を図り、平成25年度に開館以降の収支計画を作成（平成26年度当初予算への反映）し、県費負担2割削減を実現できるよう取り組みます。

### ② 広報体制の強化

入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること

#### [平成23年度の取組]

- ・ 「これまでの博物館との関わり度合い」「地域」「世代」「時期」などの視点を考慮した広報戦略を策定しました。

### [今年度以降の取組]

- ・ 広報戦略に基づき活動を展開します。(24年度については、開館後の継続的な広報体制確立に向けたネットワークや体制づくりに注力)
- ・ 「みんなで作る博物館」「わたしの博物館」づくりに向けた象徴的プロジェクトとして、県民参加型プロジェクトである「MMM (みえ マイ ミュージアム) プロジェクト」を展開します。

#### ※ 参考1：MMMプロジェクトの実施状況

##### [第1弾]

##### ○名称

新県立博物館みりよく発信隊

##### ○内容

新県立博物館の魅力、さらには三重がもつ多様性の力を、家庭、学校、会社や団体、お店、地域の集まりなど、さまざまな場面でPRして盛り上げていただける方(新県立博物館みりよく発信隊)を募集し、登録

##### ○実施状況(平成24年6月11日現在)

募集開始日 平成24年4月27日～

登録者 69名

#### ※ 参考2：MMMプロジェクトの主なメニュー

##### (1) つくろう! ～みんなで博物館づくりに参加しよう～

…新県立博物館の建物やミュージアムフィールドへの記念づくり、愛称やキャラクターの提案など、参加したことが形に残る(目に見える)プロジェクト

- ① 思い出ミュージアム(開館記念として名前や言葉を残す)への参加
- ② 現場見学会、内覧会への参加
- ③ 展示標本づくり体験への参加
- ④ 里山づくりへの参加
- ⑤ 活動と運営の仕組みづくりや、展示のあり方検討への参加
- ⑥ 愛称、キャラクターの募集 等

##### (2) 探そう! ～みんなで三重らしさを探そう～

…県民の皆さんが「記者」「レポーター」となって、三重県内の“すごいこと”“ふしぎなこと”“三重らしさ”を探すプロジェクト

- ① 博物館でテーマを決めて募集
- ② 自由に投稿できる場の設置 等

##### (3) つなごう! ～みんなの地域と博物館をつなごう～

…新県立博物館の楽しさを一緒に伝え、盛り上げていくプロジェクト

- ① 新県立博物館の魅力をアピールしてくれる方(個人、法人を問わず)の募集 等

### ③ 経営向上懇話会

外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること

(委員) 齋藤彰一氏 四日市商工会議所 会頭

清水裕之氏 名古屋大学大学院環境学研究科 教授

田部眞樹子氏 三重県子どもNPOサポートセンター 理事長

土岐正紀氏 中日新聞社三重総局 局長

中村忠明氏 パラミタミュージアム 事務局長

西岡慶子氏 株式会社光機械製作所 代表取締役社長

山下治子氏 株式会社アム・プロモーション ミュゼ 編集長

山田康彦氏 三重大学教育学部 教授 [座長]

#### [平成23年度の取組]

##### 〈意見聴取項目〉

- ・ 企業、団体、NPO等、民間との連携の進め方について
- ・ 広報戦略について
- ・ 多様な収入の確保策について

##### 〈意見の主な反映状況〉

###### (運営体制について)

- ・ 運営するための組織をどうするが重要なポイント。その上で、予算、資金の使途、企画を決めていくことになる。職員についても、営業力の強化が必要。
- ・ 管理面について、総合文化センター及び美術館との一体的な運営を検討してはどうか。

→ 運営方針に反映予定 (指定管理者制度の導入などを検討)

###### (多様な主体との連携について)

- ・ 市町や民間の美術館・博物館との連携を図ってはどうか。新博物館に行けば他館の情報が入るような、いわば県内博物館の「ハブ」としての機能を果たしてはどうか。
- ・ 博物館が県の政策決定にあたってのシンクタンク機能を持つことができれば、博物館、県ともにプラスとなる。

→ 活動方針に反映予定

###### (収入の確保策について)

- ・ 会費や協賛金の集め方にもアイデアが必要。今の経済情勢の中で、企業が毎年10万円出し続けることは難しい。3万円や5万円に設定して、幅広く集めることに重点を置いた方がよい。
- ・ 県内の企業、団体からお金をいただきながら、これらの活動内容を紹介する場としてはどうか。

- ・封筒に企業の宣伝を入れ「新県立博物館を応援しています」と印刷することも可能ではないか。

→ 多様な収入確保に向けた仕組みに反映

(広報)

- ・広報に関するトータルプラン（時期、手法、重点とすべき点）が必要。
- ・建物が完成するまでは宣伝してもあまり効果は上がらない。まずは組織や体制といった内部を固め、開館間近に大々的に広報した方がよいのではないか。
- ・平成25、26年には、三重を売り込める様々な出来事がある。これらについて関係者がプロジェクトチームを組んで横断的に進めて欲しい。

→ 広報戦略に反映

- ・子どもたちにとって記念になるような取組が必要。子どもにとって思い出となり、三重に対してふるさと意識を持てるような取組をしてほしい。
- ・博物館自体の愛称を決めてはどうか。

→ MMMプロジェクトとして実施予定

[今年度以降の取組]

- ・平成24年度は7～8月頃及び1月頃の2回開催とし、引き続き、効果的な広報や企業との連携について意見を伺うとともに、運営方針や活動方針についても議題とする予定です。

#### ④ 民間の参画による経営基盤確立

多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること

[平成23年度の取組]

- ・企業が多く参加するイベント等への参加や個別訪問を通じて、新県立博物館の活動と運営への参画を依頼しました。

[今年度以降の取組]

- ・参画の具体的なメニューを用意し、企業訪問などにより随時呼びかけるほか、MMMプロジェクトの活用などによる計画的な取組も実施します。
- ・その際、金銭面の協力（寄付、協賛など）に限定するのではなく、事業面（展示、各種講座、イベントなど）や運営面（広報、管理運営など）での連携についても参画を呼びかけていきます。

#### ⑤ 現博物館の解決策

現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと

[平成23年度の取組]

- ・地元自治体である津市と協議を継続しながら解決策を検討しました。

[今年度以降の取組]

- ・ 継続して津市との協議を行うとともに、庁内関係部課を含めた検討を行い、平成24年度中を目標に解決策を整理します。

⑥ 自然エネルギーの活用拡大

自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること

[平成23年度の取組]

- ・ 建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーをリストアップしました。

[今年度以降の取組]

- ・ 展示室屋根上部へ太陽光パネル（当初計画 20kw+追加 100kw）を平成24年度に設置します。
- ・ 立体駐車場への連絡ブリッジ屋根上部へ太陽光パネル（2.5kw）を平成25年度に設置します。
- ・ 外構ハイブリッド照明（風力・太陽光）の拡大については、設置の可能性を検討中です。

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること

[平成23年度の取組]

- ・ 文化経済学会東海支部関係者等、学識経験者との意見交換を実施しました。

[今年度以降の取組]

- ・ 平成24年度は(財)日本科学協会 笹川科学研究助成金を活用し、地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しなどを行い、指標等の整理を実施します。
- ・ 県民・利用者、学識経験者とともに評価と改善の仕組みを検討し、その成果を「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」の「第1章 活動と運営の基盤となるしくみ」に反映させます。

## 新県立博物館整備にかかる経費(120億円)の執行状況

平成23年10月6日に開催された生活文化環境森林常任委員会においてご報告した「新県立博物館整備にかかる事業費(120億円)の執行状況」について、平成23年度決算後の状況は次のとおりです。

(単位:千円)

事業名	当初計画	H23まで ※契約ベース	H24以降(見込)	計	当初計画との差額	備考
		事業費	事業費			
(用地購入費)	2,440,000	2,393,423		2,393,423	46,577	用地購入、登記等
(建物)設計	250,000	221,550		221,550	28,450	建築設計、測量等
工事	7,100,000	5,943,922	428,564	6,372,486	727,514	建築工事、外構工事、ラック等購入等
工事監理費	110,000	98,107		98,107	11,893	
(展示)設計	100,000	96,579		96,579	3,421	
工事	1,360,000	1,098,727	221,558	1,320,285	39,715	展示製作、展示先行工事等
(情報システム)設計	20,000	0	220,000	220,000	0	
工事	200,000	0				
(その他経費)備品購入費	220,000	0	220,000	220,000	0	調査研究機器、事務機器
開業前事業費	200,000	63,908	136,092	200,000	0	みえマイミュージアムプロジェクト実施経費、みんなで作る博物館会議開催経費等
合計	12,000,000	9,916,216	1,226,214	11,142,430	857,570	

※なお、引越し費用、開館前広告・宣伝経費等、今後必要となる経費については、予算の執行状況を踏まえながら平成25年度当初予算として予算化

## 4 地球温暖化対策について

### 1 「地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」検討について

#### (1) 三重県環境審議会への諮問

県では、これまで「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定するなど、温室効果ガス排出削減の取組を進めてきましたが、県内における排出量は、平成20（2008）年度の時点で、平成2（1990）年度に比して、9.7%（森林吸収量0.7%を含む。）と大幅に増加しています。

また、「三重県生活環境の保全に関する条例」により、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対して排出削減の取組を求めてきましたが、今後は、三重県特有の課題を踏まえ、エネルギー問題等も含めた総合的な観点から取組を進める必要があります。

こうした状況から、三重県では、「地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について、平成24年1月に三重県環境審議会に諮問しました。審議にあたっては、審議会の中に地球温暖化対策部会が設置され、平成24年3月に第1回部会が開催されました。

#### (2) 県内の現状と課題

県内における平成20（2008）年度の温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量内訳をみると、「産業部門」が約60%、「運輸部門」が約15%、オフィスや店舗等の「民生業務部門」が約10%、「家庭部門」が約8%となっています。

三重県内における二酸化炭素の排出量内訳（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

種別	1990年度	2008年度	1990年度比	構成比※
産業部門	15,050	16,434	109.2%	58.8%
民生業務部門	1,686	2,833	168.0%	10.1%
家庭部門	1,846	2,209	119.7%	7.9%
運輸部門	4,154	4,182	100.7%	15.0%
その他	2,152	2,272	105.6%	8.2%
合計	24,888	27,930	112.2%	100%

※ 「構成比」は2008年度の値

#### (ア) 産業部門

産業部門においては、高効率な設備の導入等により、単位あたりの生産に伴うエネルギー消費量を表すエネルギー原単位の改善に努めていますが、北勢地域を中心に産業の集積が進んだことから増加しています。産業部門からの排出量が占める割合は約6割（全国は約3割）と高く、引き続き排出量削減の取組が求められています。



(イ) 民生業務部門（オフィス、店舗等）

オフィスや店舗等の業務系建築物の延床面積の増加に伴う空調・照明設備の増加やオフィス機器の増加などにより、高い増加傾向を示しています。建物の省エネルギー対策を進めるとともに、そこで働く人たちの省エネ行動が求められています。

(ウ) 家庭部門

家電の大型化・多様化等によるエネルギー消費量の増加や世帯数の増加により、高い増加傾向を示しています。啓発活動や環境教育等を通じて、日常生活における省エネ行動を促進するとともに、省エネ家電や太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を促していくことが必要です。

(エ) 運輸部門

県内の自動車保有台数は増加していますが、自動車の燃費改善により、最近では運輸部門からの排出量が減少傾向を示しています。この部門は、自動車からの排出量が約9割を占めていることや、移動における自動車分担率が88%（全国66%：2009年度）と高いことから、県民や事業者によるエコドライブの取組や電気自動車等クリーンエネルギー自動車の導入、さらには通勤等における公共交通機関の利用等を促進していく必要があります。

なお、温室効果ガス排出量削減を目的とした対策（緩和策）に、今後とも取り組むとともに、台風の大型化や局地的豪雨の頻発等、地球温暖化が原因と考えられる気候変動に伴う影響への対応（適応策）も必要となってきています。

(3) 上記課題を踏まえた審議事項

- ・事業活動における対策
- ・自動車における対策
- ・建築物における対策
- ・消費生活における対策
- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・森林の保全・整備
- ・気候変動に伴う影響への適応策
- ・地球温暖化防止に係る教育・学習

(4) 今後のスケジュール

平成24年	8月	第2回環境審議会地球温暖化対策部会
	10月	第3回環境審議会地球温暖化対策部会
	12月	第4回環境審議会地球温暖化対策部会（中間案審議）
平成25年	1月	環境審議会（中間案審議）
	3月	パブリックコメント
	5月	第5回環境審議会地球温暖化対策部会（最終案審議）
	6月	環境審議会（最終案審議）

## 2 電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業の実施について

### (1) 事業の目的

この事業は、協創の観点から、観光地において、様々な主体で構成する協議会を設立し、地域でのEV（電気自動車）等が使いやすい環境づくり（「まちづくり」の取組）を支援し、化石燃料から脱却した（使用量を減らした）低炭素社会のモデルとなる「まちづくり」を促進するもので、「みえ県民力ビジョン」の「スマートライフ推進協創プロジェクト」の中に位置づけて実施するものです。

モデル地域の選定に当たっては、平成24年3月に県内29市町に対して、意向確認及び提案書の提出を求めたところ、伊勢市から意向表明と提案書が出され、その内容を精査し、6月にモデル地域として決定したところです。

### (2) 事業の進め方

平成24年度は、伊勢市の提案に基づき、県と市が企業、団体、大学、その他関係機関に対し協議会への参画を募り、設立された協議会において、下記の項目（予定）について検討を行い、取り組む内容、各主体の役割、スケジュール等をまとめた行動計画を策定します。

#### [協議会における検討項目（予定）]

- ・EV観光プランの作成
- ・駅周辺商店街によるおもてなし
- ・災害時に観光客が安心できる環境づくり
- ・EV等のモビリティを上手く使える環境づくり
- ・観光地伊勢に調和したデザインづくり
- ・みんなで楽しむEV等の使い方

### (3) 今後のスケジュール

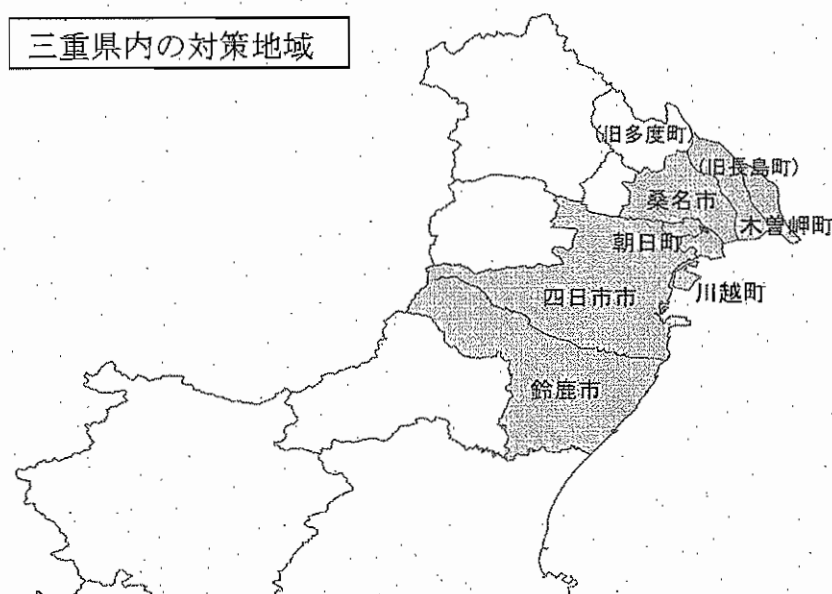
平成24年8月	協議会（ワーキング含む）の設立
)	ワーキングを5回程度開催
平成25年2月	行動計画の策定
4月～	行動計画に沿った事業の実施

## 5 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画（中間案）について

### 1 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（以下、「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画」という。）は、自動車の交通が集中することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成が困難であるとして指定された地域（以下、「対策地域」という。四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）において、平成 22 年度までに環境基準をおおむね達成するため、国の総量削減基本方針に基づき、平成 15 年度に策定しています。

平成 23 年 3 月、国の総量削減基本方針が変更されたことから、新たな自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画の策定を進めています。



### 2 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画策定の経緯

自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画は、協議会<sup>※1)</sup>及び幹事会<sup>※2)</sup>の調査審議を経て策定します。

- ・第 1 回幹事会（平成 23 年 8 月 4 日）・・・変更された総量削減基本方針に基づく新たな自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画の骨子案を審議
- ・第 2 回幹事会（平成 23 年 10 月 3 日）・・・自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画に盛り込む今後実施可能な取組について調査・審議

- ・第3回幹事会（平成23年12月21日）・・・自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の削減目標量について審議
- ・第4回幹事会（平成24年3月22日）・・・自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画（中間案）の目標達成の施策について審議

### 3 自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の概要

#### (1) 計画の目標

平成32年度までに、対策地域内の全域で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保することを目標とします。

なお、平成27年度までに対策地域内の測定局における、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準達成を中間目標とします。

この目標を達成するため、国、県、市町、事業者等が連携して様々な取組を行い、対策地域から発生する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を抑制します。

#### (2) 計画の期間

策定日から平成33年3月31日までとします。

### 4 今後の予定

平成24年6月～7月	パブリックコメント
9月	第5回幹事会 <sup>※2)</sup> （最終案審議）
10月	第1回協議会 <sup>※1)</sup> （最終案確定）
11月以降	環境大臣へ最終案を協議 自動車NO <sub>x</sub> ・PM総量削減計画を公告

※1) 三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会

※2) 三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会

# 第1章 序説

## 1 計画策定の趣旨

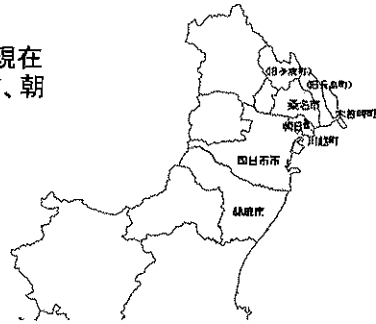
◇「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)に基づいて策定します。  
 ◇自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を削減し、平成32年度までに対策地域内の全域で環境基準を達成するための計画です。

## 2 対策地域の範囲

図 三重県内の対策地域

四日市市、桑名市(平成15年4月1日現在の旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町(右図)

(旧計画からの地域変更なし)



## 3 旧総量削減計画の達成状況

◇対策地域内には、一般環境大気測定局10局、自動車排出ガス測定局5局を設置しています。対策地域内の環境基準の達成状況は下表のとおりです。  
 ・二酸化窒素(NO2)は、自排局の国道23号「納屋路」を除いて環境基準を達成しています。  
 ・浮遊粒子状物質(SPM)は平成20年度以降、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 対策地域内測定局の環境基準達成状況の推移

NO2	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
達成割合(%)	93.3	93.3	100	92.9	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3

SPM	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
達成割合(%)	43.8	81.3	100	50.0	60.0	73.3	100	100	100

### ◇旧総量削減計画の目標達成のための制度及び各主体の主な取組

#### 自動車NOx・PM法に基づく削減

- ・車種規制・・・排出基準に適合しない車両が対策地域内で(猶予期間後に)登録不可
- ・自動車使用管理計画・・・対策地域内に30台以上の車両を保有する事業者が「低公害車への車両代替計画、適正運転実施に関する計画」等の提出義務

#### ○県の取組

低公害車等導入のための補助や融資を実施。交通流円滑化のための道路の拡幅、交差点等の改良。交通管制システムの整備

#### ○国の取組

車両からの排出ガス規制の強化。バイパス道路の整備、道路構造の改善による交通の分散。グリーン物流の取組の普及

#### ○市町の取組

低公害車導入に対する補助。公用車を低公害車へ転換

#### ○事業者

業界団体などが低公害車導入のための補助や融資を実施。運送業界や対策地域内事業者が物流拠点の整備による輸送距離削減や積載効率の改善による配車台数削減の取組

# 自動車NOx・PM総量削減計画の中間案

## 第2章 計画の目標及び目標達成の期間

### 1 計画の目標

◇国が平成23年3月に改正した「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(【参考】参照)に基づき、中間目標:平成27年度までに、対策地域内の測定局における、NO2、SPMの大気環境基準達成  
 最終目標:平成32年度までに、対策地域内の全域でNO2、SPMの大気環境基準の確保  
 ◇上記目標を達成するため、この計画に記載する各種施策を実施し、対策地域から発生するNO2等の排出量を下表に掲げる量に抑制します。

表 排出量

総量の区分	窒素酸化物(t/年)	粒子状物質(t/年)
H21(現状)		
①対策地域内の事業活動等に伴う発生総量[1号総量]	16,757	2,270
②①のうちの自動車排出総量[2号総量]	5,233	303
H27(中間目標)		
③平成27年度までに達成すべき総量	15,185	2,182
④③のうちの自動車排出総量	3,756	220
H32(目標年度)		
⑤対策地域内で大気環境基準達成可能な事業活動等に伴う発生総量[3号総量]	14,157	2,123
⑥⑤のうちの自動車排出総量[4号総量]	2,787	163

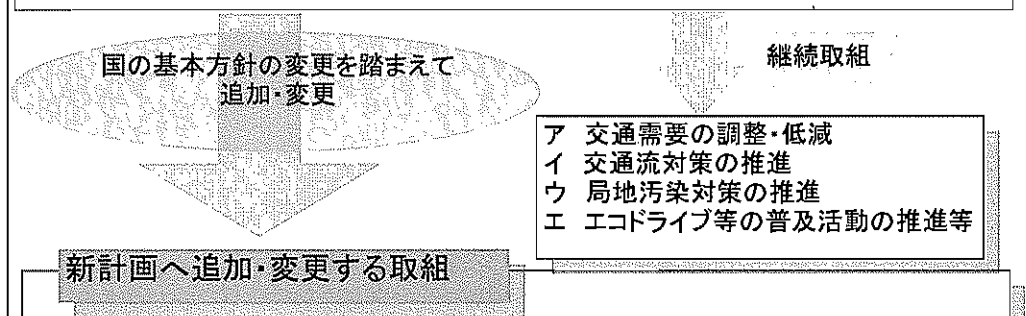
### 2 計画の期間

策定の日から平成33年3月31日までとします。

## 第4章 目標達成の方途

### 旧計画の取組

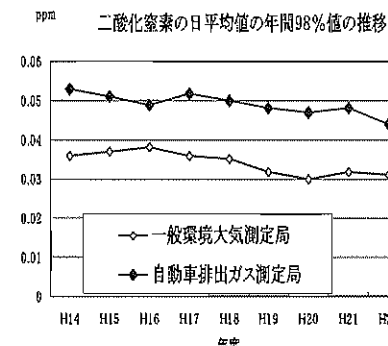
- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| 1 自動車単体対策の強化等 | 4 交通需要の調整・低減 | 6 局地汚染対策の推進 |
| 2 車種規制の実施等    | 5 交通流対策の推進   | 7 普及啓発活動の推進 |
| 3 低公害車の普及促進   |              |             |



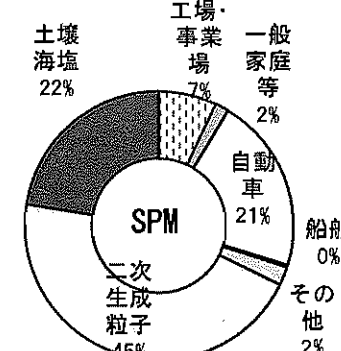
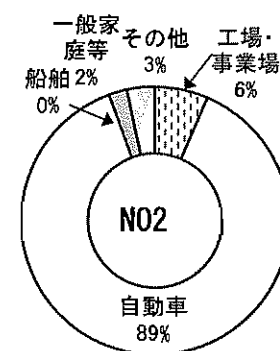
- 新計画へ追加・変更する取組**
- ア 自動車単体対策の強化等  
平成17年排ガス基準(新長期規制)車の早期普及への支援から最新規制であるポスト新長期規制適合車の早期普及への支援へ変更し、自動車排出ガス低減対策を進めます。
  - イ 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進  
NOx・PM法非適合車を適合車へ代替する従来の低利融資制度の枠を拡大して、長期規制適合車から最新規制適合車への代替にも融資することで早期転換を促進します。対策地域外から流入する排出基準に適合しない車両等に対し、必要な措置を講じます。
  - ウ 低公害車の普及促進  
公共事業や物品調達等において、公共機関が率先して低公害車等による納入を運送事業者等に求めること等により、物品等の輸送に伴い発生するNOx等を可能な限り低減するよう努めます。

## 第3章 大気汚染等の現状

- ・平成21年度の対策地域内の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素濃度の発生源別寄与割合は、自動車が89%、工場・事業場が6%となっています。
- ・平成21年度の対策地域内の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質濃度の発生源別寄与割合は、自動車が21%、工場・事業場が7%となっています。
- ・自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の平均濃度は近年、やや低下傾向にあります。



○自排局における発生源別寄与割合



## 第5章 推進体制等

- 関係者間の連携  
総量削減基本方針に基づき、関係地方公共団体だけでなく、道路管理者や荷主等と連携して取り組むこととしました。
- 進行管理の実施  
三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会へ進捗状況を報告するとともに、毎年、環境白書等で実績を公表します。
- 的確な監視測定、調査研究の推進  
監視測定体制の維持と自動車排出窒素酸化物等の削減に必要な施策に関して調査検討を進めます。
- 地球温暖化対策との連携  
低公害車やエコドライブの普及促進は、CO2削減対策としても取り組んでいきます。

### 【参考】「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(H23年3月25日閣議決定)

- ◆目標年度 中間目標H27 最終目標H32
- ◆目標内容 H27:測定局におけるNO2、SPM環境基準達成に最善を尽くす  
H32:対策地域内でNO2、SPMの環境基準を確保
- ◆施策(主な追加内容)  
・ポスト新長期規制適合車の早期普及  
・国・地方公共団体等の低公害車の使用  
・国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図る。

## 6 生活排水処理アクションプログラムの見直しについて

### 1 計画の策定と見直しの経緯

(1) 生活排水処理アクションプログラム（生活排水処理施設整備計画）は、県内の生活排水処理施設の整備について、市町別に整備手法を定め、目標年度における整備水準を示したもので、施設整備のマスタープランとして位置づけられるものです。

このため、下水道、集落排水施設、浄化槽などの整備の推進に関する施策は、本アクションプログラムに沿って実施されることが求められます。

(2) 現行のアクションプログラムは、平成7年12月に建設省、農林水産省、厚生省から出された「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」の趣旨に基づき平成8年度に取りまとめられ、その後、平成18年3月に、社会経済情勢の変化を踏まえ、改定を行いました。

この改定したアクションプログラムは、おおむね5年後に見直しを行うこととされていたことから、中間目標年度である平成22年度から見直し作業を進めてきたものです。

### 2 現行計画における施設整備状況

生活排水処理施設の整備率について、平成22年度末は78.0%（全国28位）となり、計画当初（平成17年度末 67.9%、全国32位）から着実に向上し、中間目標値（76.5%）を達成しましたが、全国平均（86.9%）よりも依然として低く、引き続き施設整備を進めていく必要があります。

### 3 見直し（案）の概要

#### (1) 市町の整備計画の集計結果

見直しにおいては、各市町が、経済性を確認したうえで最適な整備手法を選択すること、また、財政状況や浄化槽の整備状況を踏まえ総合的に判断すること等の視点により作業を実施し、それに基づき、関係各部が連携して市町と協議・調整を行いました。その結果を集計したところ、目標年度である平成27年度末において82.0%となり、当初の目標である84.0%を2.0ポイント下回ることとなりました。

このことについては、厳しい地方財政の状況から、十分な公共事業予算の確保が難しく、施設整備の進捗が遅れることなどが、要因となっています。

#### (2) 整備目標について

今後、県では、生活排水処理施設の未整備人口の解消に向けて、年度間・事業間で

の調整が可能な交付金制度の活用による効率的な施設整備や、市町村設置型浄化槽制度の導入促進などにより、更なる施設整備を推進していくこととしています。

また、その施策の一つである、新たに創設した浄化槽の県費補助制度を活用し、平成 24 年度から汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ることにより、平成 27 年度末の整備率について 0.2 ポイントの向上を見込み、目標年度である平成 27 年度末の整備目標については、82.2%としました。

目 標 年 度 等		目 標 値		実 績 値
		現行計画	見直し後	
中間目標年度	平成 22 年度末	76.5%	—	78.0%
目 標 年 度	平成 27 年度末	84.0%	82.2%	—

#### 4 今後の取組

- (1) この見直し（案）については、今後、パブリックコメントを実施し、8月中旬を目途に見直し計画として策定してまいります。
- (2) 見直したアクションプログラムに基づき、関係各部（県土整備部、農林水産部、環境生活部）が一体となり、市町と緊密に連携して、引き続き施設整備を進めていきます。

# 生活排水処理アクションプログラムの見直しについて

## 生活排水処理アクションプログラムとは

生活排水処理アクションプログラムは、県内の下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備について、市町別に整備手法を定め、目標年度における整備水準を示すもので、生活排水処理施設整備のマスタープランとして位置付けられるものである。生活排水処理施設の整備に関する個々の施策は、アクションプログラムに沿って策定され、実施されることが求められる。

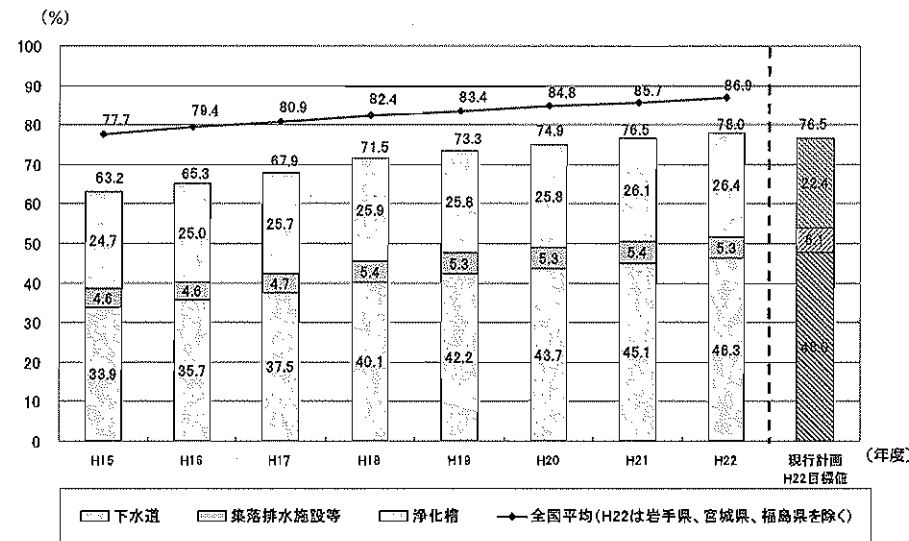
※「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月）建設省、農林水産省、厚生省通知に基づく

## 見直しの趣旨

現行の生活排水処理アクションプログラム（平成18年3月策定） H22中間目標値76.5%、H27目標値84.0%  
社会経済情勢の変化を踏まえ、概ね5年後に見直し ⇨ 平成22年度から平成23年度に見直しを実施

## 中間目標年度の達成状況

- 平成22年度末の整備率は、78.0%であり、中間目標値(76.5%)を1.5ポイント上回っている
- 全国平均(86.9%)と比べると9ポイントほど低い状況(全国順位28位)



更なる生活排水処理施設整備の促進が必要

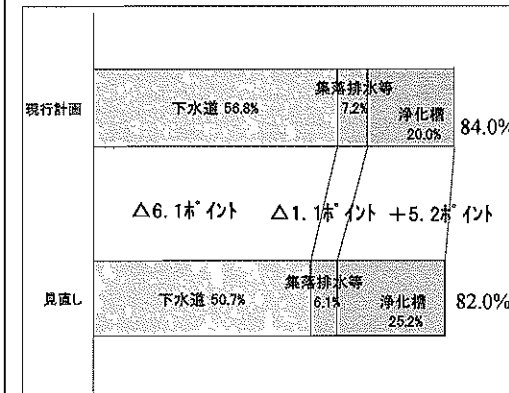
## 効率的・効果的な施設整備に向けた見直しの視点

- 今後の人口見通しや地域の状況を踏まえ、施設の建設コストや供用開始後の維持管理コスト等の経済性を確認したうえで、最適な生活排水処理施設の整備手法を選択
- 下水道等の集合処理が経済的と判断された区域においても、財政状況を踏まえた整備見通しや浄化槽の整備状況を総合的に勘案し、整備手法を決定
- 浄化槽整備区域における市町村設置型浄化槽の整備

## 目標年度（平成27年度末）の見込み

- 各市町の見直した整備計画をもとに集計した結果、平成27年度末の整備率は、82.0%
- 現行計画における平成27年度末目標値84.0%より2.0ポイント低下

## 平成27年度末整備目標値の比較



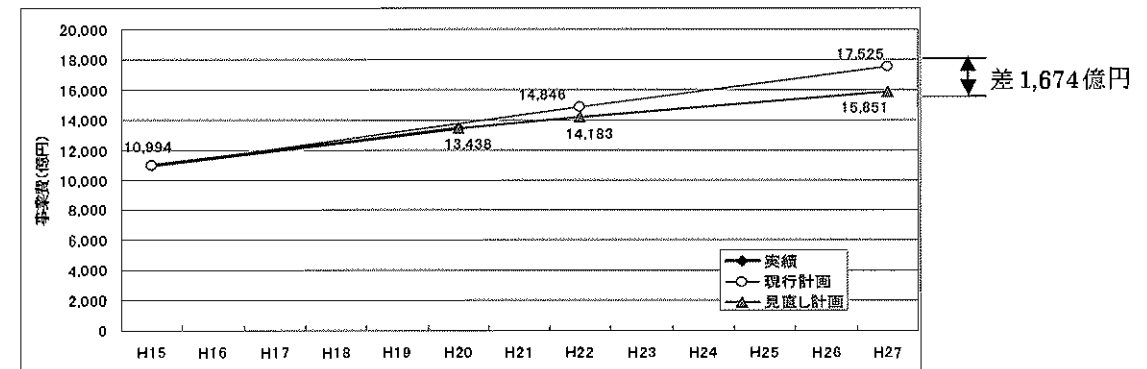
## 整備計画のとりまとめ結果

項目	平成22年度末(実績)		平成27年度末(現行計画)		平成27年度末(見直し結果)		整備完了時(現行計画)		整備完了時(見直し結果)	
	整備人口(人)	整備率(%)	整備人口(人)	整備率(%)	整備人口(人)	整備率(%)	整備人口(人)	整備率(%)	整備人口(人)	整備率(%)
下水道	853,857	46.3	1,054,957	56.8	939,767	50.7	1,519,252	81.8	1,489,570	80.3
農業集落排水施設等	88,134	4.8	117,996	6.4	101,511	5.5	141,966	7.6	124,801	6.7
漁業集落排水施設	6,200	0.3	11,640	0.6	7,778	0.4	23,711	1.3	15,910	0.9
コミュニティ・プラント	3,587	0.2	4,491	0.2	3,587	0.2	6,579	0.4	3,950	0.2
計	951,778	51.6	1,189,084	64.0	1,052,643	56.8	1,691,508	91.1	1,634,231	88.1
市町村設置型浄化槽	13,536	0.7	30,258	1.6	23,634	1.3	74,181	4.0	86,934	4.7
個人設置型浄化槽	473,401	25.7	341,364	18.4	443,255	23.9	92,084	5.0	132,885	7.2
計	486,937	26.4	371,622	20.0	466,889	25.2	166,265	8.9	219,819	11.9
合計	1,438,715	78.0	1,560,706	84.0	1,519,532	82.0	1,857,773	100.0	1,854,050	100.0

## 整備率の低下要因

## 厳しい地方財政の状況を踏まえた公共事業予算の縮小

生活排水処理施設への投資額(総事業費)の推移(累計)



## 未整備人口の解消に向けた施策

- 生活排水処理施設の効率的な整備**  
下水道、集落排水施設及び浄化槽について、交付金制度(汚水処理施設整備交付金)の年度間、事業間での調整を活用することによる効率的な整備を市町へ働きかけ
- 下水道整備における交付金制度の活用**  
下水道管渠の補助対象範囲が拡充された交付金制度(社会資本整備総合交付金)の活用を市町に働きかけ
- 合併処理浄化槽への転換促進**  
単独処理浄化槽及び汲み取りからの転換に要する上乗せ県費補助制度の実施
- 市町村設置型浄化槽の推進**  
設置時の個人負担が少なく、市町による計画的な整備促進が見込まれる市町村設置型浄化槽の導入調査にかかる県費補助制度の実施
- 生活排水対策関係部局による総合調整**  
下水道等の集合処理による整備が長期間見込まれない区域を市町村設置型浄化槽で整備するなど、見直しが促進されるよう関係部局が一体となり市町と協議、助言を実施

平成24年度から実施する単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に係る県費補助制度の活用により、合併処理浄化槽への転換を促進

0.2ポイント向上

見直し後の整備目標 平成27年度末 82.2%



## 7 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

### 1 三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドラインの策定

#### (1) 策定までの経過

学識者や市町からの意見を反映したガイドライン案を作成し、本年5月10日から5月31日までの間、パブリックコメントを実施しました。

その後、県民からの意見を反映した最終原案について、学識者による三重県災害廃棄物広域処理検討委員会（6月5日開催）における検討の上、6月7日に「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」を策定しました。

#### (2) パブリックコメントの概要

パブリックコメントは627通いただき、寄せられた意見内容を区分整理したところ、1,244件となりました。

これらの意見に対する県の考え方については、資料1のとおりです。

#### (意見提出の方法と受付数)

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
23 通	35 通	569 通	627 通

#### (区分別延べ意見数)

区分	意見数
広域処理に関すること（広域処理の是非等）	374 件
目安値に関すること	164 件
処理に関すること（焼却・最終処分の方法等）	197 件
モニタリングに関すること	208 件
その他（賛否意見・用語の統一等）	301 件
合計	1,244 件

#### (3) ガイドラインの主な修正

寄せられたパブリックコメントや市町等からの意見等を踏まえ、ガイドライン案を修正しました。主な修正内容については、資料2のとおりです。

#### (4) 検討委員会の検討結果

本年6月5日開催の三重県災害廃棄物広域処理検討委員会（委員長：太田清久三重大学名誉教授）において、ガイドライン（最終原案）を審査いただきました。

本審査では、「目安値の設定に係る妥当性」、「分かり易い説明の実施」、「搬出側及び受入側の実状に合わせた対応」、「適切な情報公開の実施」などについて議論いただいた結果、妥当であるとの判断をいただきました。

## 2 今後の対応

今回策定したガイドラインに沿って、1日も早く広域処理が進むよう、被災県と受入市町との間に立った調整や、焼却灰等の処分先の確保、市町の実状に応じた個別計画の策定等を進めます。

また、県民の皆さまの不安感を払拭するために、放射能測定の体制整備を行うとともに、放射能に関する丁寧で分かりやすい住民説明を行います。

ご意見に対する県の考え方

資料1

広域処理に関すること		
番号	意見概要	考え方
1	現地で処理すべき。雇用の創出なども期待される。放射能汚染を拡散させてはいけない。	被災地においても処理を最大限に行っていますが、それでも処理しきれない災害廃棄物を広域処理するように、被災地の要望を受けて国が県に要請しております。広域処理することで、被災地の早期復興につながると考えています。 なお、本ガイドラインに基づく処理をすることで、安全性が確保されると考えています。
2	発生した災害廃棄物の2割しか広域処理しないのは、根本解決にならない。	
3	阪神大震災のときは、広域処理はほとんど行わなかったのに、なぜ、今回は必要となるのか。	阪神・淡路大震災でも広域処理が行われています。このときに生じた災害廃棄物は、コンクリートなどの再利用や直接埋立できる性状のものが多かったことなど、今回の震災の状況とは異なります。
4	広域処理にかかる費用と、現地で処理する場合の費用の差額はどの程度であるのか。その費用をほかに回すという想定はしてないのか。 コンテナで廃棄物を運ぶことはガソリン等の費用がかかり、CO <sub>2</sub> を放出することにもなる。	費用や輸送に伴うCO <sub>2</sub> 排出量よりも、被災地の早期復興のために、広域処理を優先すべきであると考えております。
5	広域処理は条約や法律に違反している。	災害廃棄物の広域処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)」及び「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号。以下「特措法」という。)」に基づき行うものです。
6	被災者の受け入れや、食糧支援をすべき。災害廃棄物の広域処理以外の別の方法で支援できないか。	被災者の受入や、物資による支援についても必要であると考えますが、被災地の復旧・復興を早期に実現させるため、被災地から要望されている災害廃棄物の広域処理が必要であると考えます。
7	宮城県知事、岩手県知事との確認書を締結する前に県議会へはどのように報告されているのか。県議会と県民の合意を得ていないため、合意書、確認書や覚書は無効である。	県議会には適宜報告しております。また、各市町においても議会に報告が行われていると聞いております。また、合意書等については、当事者間の合意内容等を記載した文書です。
8	三重県市長会、三重県町村会とは何か。	各種課題に対する協議、提案等を行うための三重県内の市長、町長の集まりです。
9	合意書中の「住民の不安が払拭されること」について、何かなされているのか。	本ガイドラインの策定もその一つです。今後、住民説明会等も行ってまいります。
10	三重県が広域処理に協力することで、具体的に処理日数はどれだけ短くなるのか。広域処理必要量が見直されたことを受けて、柔軟に方針を変更してはどうか。	本ガイドラインは、災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めるものです。 なお、本ガイドラインは受入量等を具体的に決定するものではありません。
11	災害廃棄物を大量に受け入れて、県内の間伐材等の森林資源を活用し、再生可能エネルギー生産施設整備の財源をも引き出すべき。	災害廃棄物処理に係る費用は国の財政支援により行われますが、別の事業の財源となるものではありません。

12	災害廃棄物により健康被害が起きた場合、放射性物質により汚染された場合、風評被害が起こった場合は誰が責任をとるのか。	本ガイドラインが目安とする数値は十分に安全を見込んでおり、本来人体や作物への影響が生じるようなものではありません。 なお、東日本大震災の災害廃棄物の処理にあたって風評被害があれば、国は責任をもって、これを回復するための可能な対策を講じるとしています。
13	民間業者に処理を委託した場合の責任はどうなるのか。	本ガイドラインでは、民間施設設置者は自らの責任において、処理及び測定を行うこととなっております。 また、県においても必要な範囲でクロスチェックを行います。
14	民間施設設置者は、被災自治体と直接契約をすることになっているのか。県と市が規制するか、第三者機関による規制が必要である。 また、民間施設設置者は、一般廃棄物処分量の許可を取得しないとイケないのでは。	民間及び市町等の施設設置者は、県から委託を受けて原則処理をすることになっており、被災自治体が災害廃棄物の処理を委託する場合、施設設置者は一般廃棄物処理業の許可を有している必要はありません。 なお、本ガイドラインにおいては、災害廃棄物の処理を行うためには、廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設である必要があると定めています。 また、県が施設設置者に処理を委託する場合には、県と市町が共同して施設周辺の住民に対してあらかじめ説明を行います。
15	民間施設設置者が住民説明なしに、災害廃棄物の受入や処理をしないような仕組みはあるのか。	
16	福島のがれきまで受け入れることにならないか。	本ガイドラインにおいて対象とするものは、宮城県又は岩手県内の災害廃棄物のうち、木くず又は木くずとその他の可燃廃棄物が混合した混合廃棄物です。福島県内の災害廃棄物は広域処理の対象となっております。
17	災害廃棄物焼却灰等を三重県外の遠隔地で処分する場合、放射性を帯びた廃棄物の輸送が必要となり、その影響はないか。	焼却灰等は2,000ベクレル/kg以下であれば、その運搬を行う作業員においても一般公衆の年間線量限度1ミリシーベルト/年を下回ることであります。

目安値に関すること

番号	意見概要	考え方
18	災害廃棄物の受入処理の目安値の100ベクレル/kgや、埋立処分の目安値の2,000ベクレル/kgは高すぎる。安心できない。	
19	焼却灰の目安値は、100ベクレル/kg以下にすべき。	
20	クリアランスレベルを超えないものは放射性物質として扱う必要がないとあるが、それを超える焼却灰は完全に放射性廃棄物並みの危険な廃棄物ではないか。	
21	可燃物にクリアランス基準を当てはめるのは不相当である。	
22	目安値や測定方法の科学的根拠を示すべき。	
23	放射能濃度と空間線量率だけで管理するのではなく、放射性物質の総量で規制すべきである。	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等(平成24年4月17日環境省告示第76号)」において、240～480ベクレル/kg以下の災害廃棄物については、その焼却灰(8,000ベクレル/kg以下)を最終処分場で処分しても、周辺住民、作業員のいずれにとっても、追加被ばく線量は一般公衆の年間線量限度の1ミリシーベルト/年を下回るため、安全とされています。 三重県では、県民の安心に資するよう、国より厳しい値として、受入処理の目安値はクリアランスレベル(放射性物質として扱う必要がない)と同じ100ベクレル/kgを設定しています。 また、埋立処分の目安値は、埋立処分の推定条件を国よりも厳しい(作業時間が長く、重機による遮蔽がない)ものとして、2,000ベクレル/kgを設定しています。
		国の計算では、「8,000ベクレル/kgの焼却灰のみを55万トン埋立てた場合であっても、周辺住民、作業員のいずれにとっても、追加被ばく線量は一般公衆の年間線量限度の1ミリシーベルト/年を下回る」とされており、国の基準値以下のものであれば安全に処理できます。また、本ガイドラインの埋立処分の目安値は、国より厳しい2,000ベクレル/kg以下としています。 8,000ベクレル/kgの焼却灰のみを55万トン以上埋立てることは実際には考えられないため、総量の観点からも十分な安全が確保されています。

24	原子力施設のクリアランス基準は年間線量0.01ミリシーベルト/年で計算されているのに、災害廃棄物における一般公衆に関する年間線量限度1ミリシーベルト/年で計算されているのはおかしい。	年間線量限度の1ミリシーベルト/年は、埋立処分を行う際に「廃棄物を安全に処理するための基準」として、一般公衆を対象とした基準を採用し、設定しています。また、クリアランスレベルである100ベクレル/kgは、「廃棄物を安全に再利用できる基準」であり、これにより受ける年間線量は0.01ミリシーベルト/年に相当しますが、埋立処分の目安値として用いるためのものではありません。 なお、本ガイドラインでは、災害廃棄物の受入処理の目安値としてクリアランスレベルと同じ100ベクレル/kgを採用しており、この場合、焼却灰等を最終処分場に埋め立てると、処理に伴って作業員や周辺住民の方が受ける線量は、1ミリシーベルト/年以下となるとされています。
25	内部被ばくについて考慮されていない。	埋立処分の目安値の設定や、排ガス、排水の算定式については、内部被ばくを考慮して定められています。
26	がれきの受入に伴う線量限度を1ミリシーベルト/年とすると生活の中で受ける放射線と合算すると、ICRP勧告の一般公衆の年間線量限度をこえてしまう。	自然界からの放射線と医療目的の被ばくは、この線量限度には含まれません。
27	バックグラウンドの数値を明記し、処理施設周辺等の目安値をバックグラウンド空間線量率の1.6倍にすること。	放射線測定の結果は、気温や湿度、風や土壌の状態、周囲の状況等の影響により、常に「ばらつき」があるためバックグラウンド空間線量率は明記できません。 統計的な考え方にに基づき、測定誤差等による「ばらつき」を考慮して災害廃棄物の影響があると言えるのは、バックグラウンド空間線量率の3倍以上になったときとなります。 なお、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」(国土交通省港湾局)において、コンテナの除染が必要な基準として、IAEAの報告文書IAEA-TECDOC-1162に準拠しバックグラウンド空間線量率の3倍が採用されています。
28	コンテナや敷地境界等における空間線量率の目安値が、バックグラウンド空間線量率の3倍というのは高すぎる。	
29	コンテナの空間線量限度はバックグラウンドの3倍、コンテナを展開したものの空間線量限度もバックグラウンドの3倍である。遮蔽されたものと遮蔽されていないもので基準が同じでよいのか。	
30	単位をベクレルのみでなく、シーベルトで明記してほしい。	災害廃棄物や焼却灰等に含まれる放射性物質の濃度の単位は、ベクレルで表記しています。 一方、人体への放射線による影響の度合いを測る単位を、シーベルトで表記しています。
31	「目安値」ではなく、「基準値」として、より厳格に管理すべき。目安値を超過した場合の対応が不明確であるため、具体的に明記すべき。	本ガイドラインでは、万が一、被災自治体において目安値を超過した場合は、三重県への搬出は行わないこととしています。また、各処理工程において目安値を超過した場合は、直ちに処理を中断し、必要な調査を実施後、被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討することとしています。
<b>処理に関すること</b>		
番号	意見概要	考え方
32	がれきの選別作業は搬出自治体で行うことになっており、細かく選別できているか、有害物質等の付着した廃棄物を除去できているかが、信用できるのか。	広域処理を行うにあたって、被災自治体は分別を徹底しています。また、試験焼却時及びクロスチェック時に、県の職員が現地を確認します。
33	災害廃棄物は、被災地で脱塩処理すべき。	受け入れる災害廃棄物の性状及び処理施設の状況に応じて対応することになります。
34	受け入れた後、100ベクレル/kgを超えた場合や運搬途中でコンテナを開閉することになったら受入場所や運搬経路近隣の住民の安全は確保されているのか。運搬経路にあたる市町住民にも説明はないのか。	受入の目安値は100ベクレル/kg以下のクリアランスレベルであり、本来は運搬途中で開閉しても問題はありませんが、積替保管場所において空間線量率を測定することに修正しました。
35	バグフィルター等の排ガス処理施設では、排ガス中のセシウムの完全な除去は無理である。	環境省の「第11回災害廃棄物安全評価検討会」資料9に記載されている事例では、99.9%以上の除去率があることが説明されています。
36	排ガス処理施設について、環境省告示では「電気集塵機に併せて活性炭吹込み装置等の排ガス吸着能力を有する装置」だけに限定されていない。	表現方法を「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」(平成24年環境省告示第76号)によるものとしします。

37	原子炉施設と同等程度の排ガス処理施設を設けるべき。0.3 $\mu\text{m}$ のばいじんも99.97%以上補足できるようにすべき。	これまでの試験焼却等で、既存の焼却炉等の排ガス処理施設において、処理後の放射能濃度は不検出であるか、不検出に近い値であることが示されています。
38	焼成、焙焼、溶融は塩化セシウムが気化してしまい、フィルターの負担が大きくなるのでやめるべき。	廃棄物の焼却処理において、排ガス処理施設の手前で200℃以下に冷やすことが廃棄物処理法で決められており、排ガスが冷やされると、気化した放射性セシウムがばいじんに移行するため、バグフィルター等の排ガス処理施設で捕集されます。そのため、バグフィルター等への負荷は、通常の排ガス処理時と同等となります。
39	焼却灰の運搬時、フィルター交換時、埋立時などに汚染された灰が飛散する可能性がある。	灰の飛散防止等は通常の業務において対策が講じられており、問題ないと考えられます。
40	管理型最終処分場では焼却灰の管理は不十分である。放射性廃棄物として管理すべき。	管理型処分場での埋立においては、焼却灰と水がなるべく接触しないよう、水の溜まりにくい区画を選定するとともに、放射性セシウムの土壌吸着性を考慮し、土壌層の上に焼却灰を埋め立てることで、流出を防止することとしています。 焼却灰を埋め立てる際の健康への影響は、焼却灰が8,000ベクレル/kgであっても安全であると国が定めており、本ガイドラインの埋立処分場の目安値は、より厳しい2,000ベクレル/kg以下と定められています。
41	焼却灰の埋立にあたっては、埋立後に河川等に流出しないよう絶対に水と触れないように処分すべき。風雨の強い日の作業の規制も検討すること。	
42	管理型最終処分場の排水処理施設において、新たに放射能濃度の高い廃棄物が発生することが予想されるため、数十間、水と完全に接触を断って処分する方法をとるべき。	
43	最終処分場に災害廃棄物が埋設してあると、孫末代まで提示してほしい。	本ガイドラインにおいて、埋立場所を記録し、保管することを規定しています。
44	焼却など直接業務にあたる方々の健康を守るようにしなければならない。	直接業務を行う作業者であっても、一般公衆の年間の線量限度である1ミリシーベルト/年を下回るよう目安値を定めていますが、作業者の安心を図るためには、外部被ばく線量の把握のためのフィルムバッジ等の個人線量計の着用も考えられます。
45	フィルムバッジの着用とあるが、現在フィルムバッジはほとんど使用されておらず、ガラス線量計、電子ポケット線量計などの個人被ばく線量計が市販されているので、これらを使用するとはどうか。	「フィルムバッジ等の個人線量計の着用」と修正します。
46	福島県外でもホットスポットがあり、全てのがれきに対して確実に安全であると確認しながら処理するのは困難。測定だけでなく、予防策や仕組みを検討すること。	被災地における放射能濃度の測定の結果、目安値を超過したものについては受け入れないこととしており、受入れ後に目安値を超過した場合は、直ちに処理を中止し、被災自治体と市町等及び県でその対応について検討することとしています。
47	焼却以外の処分や、再資材化を検討すべき。	本ガイドラインでは再生利用製品の目安値を設けています。
48	焼却灰などをセメントやアスファルトに再生利用されることが予想されるが、形を変えた放射能拡散である。	再生利用製品の目安値は、福島第一原発事故前から定められているクリアランスレベルと同じであり、放射性物質を拡散するものではありません。
49	処理施設周辺の住民を中心に、焼却前の通知はなされるのか。空間線量がバックグラウンドの3倍以上の変化があった場合は中止するとあるが、その間、住民は外出等できるのか。被害があつてからでは遅い。	受入時期は、住民説明会等で予め示すこととします。空間線量率については、一般公衆の線量限度を大きく下回る値で管理しています。
50	民間業者との再委託契約、処理方法など、モニタリング体制は県が一元化するのか。民間業者に委託する場合についても、国、県が主体的に関わるべき。	本ガイドラインでは、民間施設設置者は自らの責任において、処理及び測定を行うこととなっておりますが、測定については県がクロスチェックを行います。また、国においても、県や市町等の要望を受けて、必要なモニタリングを実施することとなっております。
51	予想される費用と国、県、市町の負担割合や、処理を民間業者に委託する場合の費用について、単価・総額を記載すべき。	委託費用については、委託契約書に記載します。受入にかかる費用については、国による補助等を受けて、被災県が全額支払うこととなります。

52	放射能による大気、河川、海域、地下水、土壌の汚染の懸念がある。ホットスポットができるのではないか。	最終的に焼却灰は、2,000ベクレル/kg以下で管理型最終処分場で埋立処分されるか、100ベクレル/kg以下で再生利用されることから、ホットスポットができることは想定されません。 また、排ガス中のセシウムについては、急冷によりばいじんに移行するため、バグフィルター等の排ガス処理施設で捕集されます。
----	---	--

モニタリングに関すること

番号	意見概要	考え方
53	セシウム134及びセシウム137だけでなく、ストロンチウム、プルトニウム、ウラン等の放射性物質も測定すべき。	福島第一原発事故により放出され、地表面に沈着したストロンチウムやプルトニウムなどのセシウム以外の放射性物質は、その量がセシウム134及びセシウム137と比べ少なく、人体への影響が極めて小さいことから、国はセシウムの影響に着目して安全評価基準をつくっています。 このため、本ガイドラインにおいても、セシウム134及びセシウム137のみを測定することで十分であると考えています。
54	アスベスト、ダイオキシン類等の、放射性物質以外の有害物質も測定すべき。	本ガイドラインに基づいて、アスベスト、ダイオキシン類、塩化水素、重金属類等について、測定を実施します。
55	河川や土壌の放射能濃度の測定を行う必要がある。また、魚や野菜等の食品も測定すべき。	本ガイドラインは、災害廃棄物の処理に係る技術的な事項等を定めたものであり、排ガス、排水等の排出源の測定を行うこととしています。
56	空間線量の計測だけで、がれきは安全と言えない。放射能濃度の測定が必要。	放射能濃度測定についても、災害廃棄物受入時等に実施することとしています。
57	空間線量の測定は、高さ1mだけでなく、地表面でも測定すべき。	地表面付近では、地面からの自然放射線による影響が大きいため、高さ1mとしています。
58	モニタリング等の測定値は、最悪の数値を採用すべき。	人体への影響量を適切に評価するため、平均値を採用しています。
59	検出下限値が表示されていない。	測定する物質の量、測定時間により検出下限値は異なります。
60	空間線量率の測定時間が一律20秒である根拠は。	空間線量率の測定値は変動が大きいことから、ばらつきによる影響を小さくするため、測定間隔を20秒以上上げ、5回測定した平均値を計測値とすることで、より正確となります。
61	測定頻度が少なすぎる。毎日測定すべき。焼却施設でのコンテナごとの放射能濃度は試験焼却時だけでなく、実際の受入時にも測定してほしい。	測定頻度については、国の告示(「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」(平成24年環境省告示第76号))よりも測定頻度を多く、また、測定する工程も多く設定しています。更に、受入開始後1月間は、項目によっては、毎日測定を実施する等、頻度を上げて測定を行うこととしています。
62	表面だけ計測しても中の方に高い放射能濃度のがれきが混じっていてもわからない。	人体への影響を把握するには空間線量率の測定が重要です。各工程における放射線量等により確認します。
63	コンテナを港湾から県域に搬出する前に、再度コンテナの空間線量率を測定するに規定されているが、船舶上では前後左右の4面が露出した状態のコンテナは存在せず安全面からも問題があるため、荷揚げ後に陸上で行う形が望ましい。	測定場所がない等の理由で陸揚げ前の測定ができない場合には、陸揚げ後速やかに測定することを記載します。



64	排ガスが算定式にて1を超えた場合、すでに1を超えた時に処理した災害廃棄物はない。次に受けられた災害廃棄物の放射能濃度を評価しても関係が得られないように思える。特措法では3ヶ月の平均で1を超えた場合の処置が記されているが、同様にしてはどうか。排水についても同様である。	処理が適正に行われていることを確認するために行うもので、安全安心を確保するため、特別措置法の規定よりも厳しい基準としています。なお、「1」を超過した場合、直ちに処理を中断するとその原因を究明することとしてしています。
65	ガンマ線計測機器(NaIシンチレーションサーベイメータ)では、ベータ線やアルファ線を検出できないため適当ではない。	災害廃棄物や焼却灰等の中に、どれくらいのセシウムが存在しているのかを見積もるための測定として、ガンマ線の測定が有効です。(ガンマ線の空間線量率が高ければ、セシウムの放射能濃度が高いこととなります。)また、ベータ線やアルファ線は、ものを通り抜ける力が弱いいため、空間線量率の測定対象としてはガンマ線のみでよいと考えられます。
66	各工程で測定した線量を公開・明示すべき。インターネットでの情報公開では、閲覧できる人が限られる。新聞やテレビでの情報公開もすること。	各段階で測定した空間線量率は、県ホームページで公表します。また、必要に応じ報道機関に対し資料提供していきます。
67	測定に際しては周辺自治体の住民も参加すること。安全性確保のため、周辺自治体にも報告すること。	敷地境界等の測定では地元自治会等の意向を踏まえて測定地点を選定します。測定結果は速やかに公表します。
68	どういわけか三重県の1m地点の計測数値の方が宮古市よりも高い。	自然放射線量は、地質等の様々な影響を受けるためです。
69	民間施設設置者は、どのように搬出元の被災自治体から放射能濃度の測定結果を受け取るのか。	民間施設設置者も本ガイドラインの個別計画を作成することとしており、測定結果を受け取る方法については、個別計画の中で定めることとなります。
70	放射線管理の専門家を投入すべき。	本ガイドラインは、「三重県災害廃棄物広域処理検討委員会」の委員意見を聴取して作成しています。また、試験焼却時の測定結果の確認を、同委員に求める予定です。
その他に関する事		
番号	意見概要	考え方
71	用語を統一すること。	用語の統一の修正を行いました。
72	NaIシンチレーションサーベイメータに関して、エネルギー補償型NaIシンチレーションサーベイメータと記述する方が適切ではないか。	「エネルギー補償型NaIシンチレーションサーベイメータ」と修正します。
73	ガイドラインは枚数が多くて、内容も難しい。	技術的な基準等を定めているため、枚数も多く内容も専門的となっています。ご理解いただきますようお願いいたします。
74	安全という言葉を用いず、安心を図ると記述しているのは、責任回避のためか。	国のガイドラインで基本的に安全は確保されていると考えますが、本ガイドラインは、県民の皆様の安心に資するために、国より厳しい目安値を定めるなどしています。
75	環境保全の文言がない。	廃棄物処理法に基づき適切に災害廃棄物を処理することが前提なので、周辺環境は保全されることとなります。
76	安全性が確認できれば受け入れるべき。	ご意見ありがとうございます。
77	受け入れるべきでない。	
78	各国の専門家の意見をもとにしっかりとした対策を練ってから処理の方法を決定すべきだと思う。	専門家による検討委員会の意見を聴きながら進めてまいります。
79	反対意見の専門家の意見は聞いているのか。	情報収集に努めています。



80	他の県では、県や市自体が独自に調べ、「国の示す基準はおかしい」として、受入を断っているケースもある。	国のガイドラインで基本的に安全は確保されていると考えますが、本ガイドラインは、県民の皆様の安心に資するために、国より厳しい基準等について技術的な事項等を定めたものです。
81	パブリックコメントの実施から、ガイドラインの決定までが性急であり、不信を感じる。また、周知不足であり、災害廃棄物受け入れありきのアリバイ作りではないか。三重県民に広く周知のうえ、再度意見を求めるべき。	被災地の生活環境の保全上、災害廃棄物の広域処理を迅速に進める必要があるためです。ご理解をお願いします。
82	全三重県民に賛成・反対のアンケートを取ってほしい。	災害廃棄物の受入れにあたっては、説明会等を開催します。また、議会の意見などを踏まえ、対応してまいります。
83	県民の理解も得ないまま、確認書を締結するのはおかしい。	
84	すでに焼却処理を行った静岡県島田市では、放射性物質が放出された実績結果が出ている。	静岡県島田市の試験焼却の結果は、排ガス中のセシウム濃度は検出限界未満となっております。 (環境省HP「島田市の試験焼却データに関する見解について」 <a href="http://kouikishori.env.go.jp/faq/pdf/faq_02b.pdf">http://kouikishori.env.go.jp/faq/pdf/faq_02b.pdf</a> )
85	広域処理には賛成だが、県及び市長会会長は事実を全て公表し、市民に提供すること。	取組状況については、県ホームページ( <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/kouikisyori/">http://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/kouikisyori/</a> )に掲載しています。 また、測定結果等は速やかに公表してまいります。
86	公開の際は、個別市町の状況についての記述を伏せないこと。	個別市町等における災害廃棄物の処理の計画等については、個別計画に記載し、公表されることになると考えています。
87	焼却炉の煙突から出る排ガスは風があるとき、ないとき、どのくらいの距離まで影響を受けるのか。	排ガスの吸入に伴って受ける線量は、算定式による算定値が1以下であれば1ミリシーベルト/年以下となるため、風の有無に関わらず影響はないものと考えます。
88	食品にベクレル表示をしてほしい。食品汚染対策の市民測定所の設置をしてほしい。	食品の放射能濃度は三重県保健環境研究所で測定しており、測定結果は県ホームページ( <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shoku/housya/seikensa/kensakekka.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shoku/housya/seikensa/kensakekka.htm</a> )で公表しています。
89	三重県は、台風12号で出た瓦礫がまだ残っているの、まず、そちらから処理すべき。	計画を立てて順次処理しており、広域処理が影響を与えることはありません。



修正区分	修正趣旨等	ページ	段落	修正前	修正後
パブコメ意見による修正	フィルムバッジ以外の個人線量計の着用もできるように修正した。	7	7	フィルムバッジの着用	フィルムバッジ等の個人線量計の着用
	環境省の見解(排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設であれば良い)を踏まえ修正した。	8	7(3)	焼却処理等は、バグフィルターが設置されている施設又はこれと同等のばいじん捕集能力を有する排ガス処理装置(電機集塵機に併せて活性炭吹込装置等の排ガス吸着能力を有する装置など)が設置されている施設で行う。	焼却処理等は、ろ過式集じん方式の集じん機等、排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設で行う。
	コンテナの陸揚げ前に測定ができない場合においては、陸揚げ後速やかに測定することを記載した。	15	9(4)ア	(記載なし)	測定場所がない等の理由で陸揚げ前の測定ができない場合には、陸揚げ後速やかに測定する。
委員からの口頭意見及び市町等の提出意見による修正	焼却灰等を湿潤状態とし飛散・流出を防止するとともに、市町等の運搬実情を踏まえ同等程度の運搬方法に修正した。	8	7(3)	フレコンバッグ、ドラム缶等の容器に入れて荷台シート掛けのダンプトラックで行うか、天蓋車による。ダンプトラック又は天蓋車のシート掛けについては、二重掛けにする。	フレコンバッグ、ドラム缶等の容器に入れて運搬するか、焼却灰等を湿潤状態にしたうえで、ダンプトラック(荷台シート掛け)又は天蓋車により運搬する。
市町等の提出意見による修正	焼却施設等以外の場所や鉄道以外において、災害廃棄物の積み替え保管を行う場合の敷地境界における空間線量率の測定を記載した。	8	7(2)	(なし)	焼却施設等以外の場所で、積み替えて災害廃棄物を焼却施設等に搬入する場合は、積み替え作業中の飛散・流出防止を図るとともに、積み替え後の運搬においても、フレコンバッグに入れてシート掛けする等、運搬中の飛散流出防止措置を講ずること。
		16	9(5)	鉄道(三重県)	輸送経路の積み替え保管(三重県)
	施設建屋の面積が狭い小規模な施設においても、コンテナ保管と同様の飛散防止効果のある保管方法が適用できるような運用方法に修正した。	8	7(3)	原則、搬入されたコンテナのまま行う。	飛散防止のため、原則、コンテナ等の容器で行うか、または屋内で行う。
内容修正	災害廃棄物の処理をより広範に行うため、民間施設設置者を含めた表現(施設設置者、焼却施設等)に修正した。	3	6(2)	市町等(市町、一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ)	施設設置者
		4他	6(6)他	受入市町等	
		7	7(1)	三重県内の自治体	
		8他	7(2)他	受入市町等	
	処理工程が標準的な場合と異なることを踏まえ、個別計画に定めるケースを記載した。	7	7	標準的な処理工程は(1)から(5)により行う。また、処理の流れは図3のとおりである。	標準的な処理工程は以下のとおりとする。また、処理の流れは図3のとおりである。なお、標準的な処理工程と異なる場合の対応については、個別計画に定める。(記載場所の移動あり)
		13	9	(なし)	標準的な処理工程に係る放射線測定の対象、項目、目安値、測定頻度、測定方法等について、(1)から(9)に示す。 なお、処理工程が記載内容と異なる場合の放射線測定については、個別計画において定めるものとする。
密閉式のコンテナでは焼却施設への搬入できない施設があることから、密閉式コンテナと同様に、飛散・流出及び悪臭の防止を図ることができるフレコンバッグも使用できるよう修正した。	7	7(1)	飛散、流出及び悪臭の防止を徹底するため、密閉式のコンテナを使用する。	密閉式のコンテナ等を使用することで、飛散、流出及び悪臭の防止を図る。	

## 8 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

### 8-1 桑名市五反田事案

#### (1) 概要

桑名市において、平成7年頃に産業廃棄物処理業者が嘉例川近くの山林に廃油等の不法投棄を行い、揮発性有機化合物（VOC）及び1,4-ジオキサン\*により周辺の地下水が汚染された事案です。

- ①原因者 : 株式会社七和工業  
代表取締役 佐藤敏之（平成23年死亡）
- ②時期 : 平成7年4月から平成8年3月頃
- ③場所 : 桑名市大字五反田字多々星1701番（山林）
- ④規模（面積等） : 2,906m<sup>2</sup>／約30,000m<sup>3</sup>
- ⑤不適正処理の内容 : 山林であった場所を最大で深さ約15mまで掘削し、不法投棄がなされた。
- ⑥支障等の状況 : 1,4-ジオキサンにより地下水が汚染され、拡散により嘉例川及び員弁川に流入した場合、水道水源や農業用水の利水、内水面漁業に支障を生じるおそれがある。

※1,4-ジオキサン

無色透明で可燃性の液体であり、合成皮革用・有機合成反応用の溶剤、塩素系溶剤の安定剤として広く利用されているほか、家庭用の洗剤にも含まれている合成有機化合物で発がん性が疑われる物質とされています。

#### (2) 現状

平成13年6月からVOCによる汚染地下水の拡散防止と地下水浄化の行政代執行に着手し、平成19年度末には汚染地下水を目標レベルまで浄化しましたが、平成21年11月の環境省告示で地下水の環境基準が新たに設定された、1,4-ジオキサンを調査したところ、平成21年度末にその汚染が判明しました。

そのため、平成23年度から産廃特措法（現行）に基づく財政支援（平成23年3月18日付け環境大臣同意）を得て、緊急的に1,4-ジオキサンに係る汚染地下水の拡散防止措置を講じています。

#### (3) 課題

現在実施している緊急対策は、汚染地下水の拡散防止を目的とした対策であり、汚染源の浄化対策ではないことから、技術的に支障等除去の確実性が高く、経済性も考慮した恒久対策を検討する必要があります。

#### (4) 今後の取組

平成23年度から実施している、1,4-ジオキサンの汚染拡散防止を目的とした緊急対策を継続するとともに、恒久対策の検討を進め、今年度内に産廃特措法に基づく実施計画（案）を策定して大臣同意を得る予定です。

# 桑名市五反田事案について

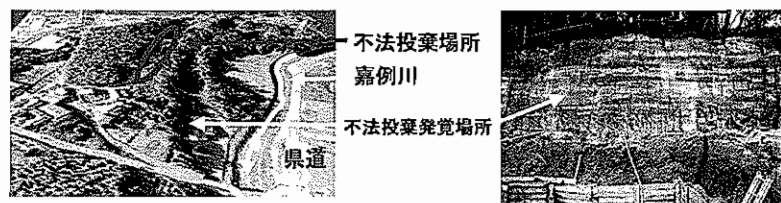
平成24年6月18日

環境生活部

## 1 概要

### 【事案の概要】

- (1)不法投棄場所 桑名市大字五反田字多々星1701
- (2)不法投棄時期 平成7年～平成8年頃
- (3)原因者 (株)七和工業(産廃処理業・家屋解体業)
- (4)土地状況 山林(自社安定型処分場と称して埋立)
- (5)面積・投棄量 実測面積 2,906m<sup>2</sup>、投棄量 約30,000m<sup>3</sup>
- (6)主な投棄物 汚泥、燃え殻、鋳さい、がれき類等



### 【有害物質の主な検出状況】

- (1)投棄された廃棄物 <溶出試験結果>
  - 1,2-ジクロロエタン 4.5mg/l(埋立判定基準の110倍)
  - ジクロロメタン 8.2mg/l(埋立判定基準の41倍)
- (2)投棄地内地下水
  - ジクロロメタン 54mg/l(環境基準の2,700倍)
  - 1,2-ジクロロエタン 6.7mg/l(環境基準の1,700倍)
- (3)周辺地下水
  - ジクロロメタン 2.0mg/l(環境基準の100倍)
  - ベンゼン 0.25mg/l(環境基準の25倍)

### 【国の支援】

平成13～16年度 産業廃棄物適正処理推進特別対策事業  
 平成17～19年度 産廃特措法による支援  
 (H17.3.31大臣同意)

### 措置命令(H12.12.27/H13.11.9)

- 【対象者】(株)七和工業及び代表者等
- 【履行期限】H14.5.8(汚染の拡散防止対策)／  
H18.11.8(汚染修復等)
- 【内容】汚染の拡散防止対策及び汚染修復等

### 行政代執行着手(H13.6.8)

汚染物質を含む地下水の流出防止のため、県が鉛直遮水壁及び水処理施設を設置し、汚染地下水の揚水浄化を実施



## 2 事案の状況

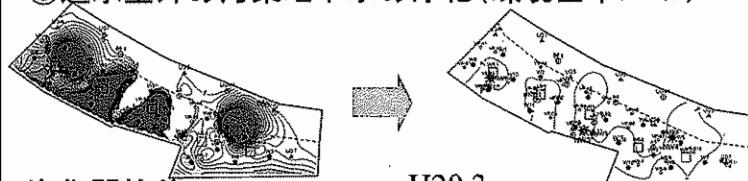
### 行政代執行による地下水浄化(H15～H21)

#### 【産廃特措法による支援】

平成15～19年度の5年間で遮水壁内外の汚染地下水を浄化

#### 【目標】

- ①汚染地下水の拡散防止対策
- ②遮水壁内の汚染地下水の浄化(管理型処分場レベル)
- ③遮水壁外の汚染地下水の浄化(環境基準レベル)



浄化開始前 H15.3

基準値超過倍率 92

H20.3

基準値超過倍率 1.1

●平成19年度末で汚染地下水の目標レベルまでの浄化を達成  
 平成13～19年の総事業費 約14.7億円(うち5.1億円が国からの支援)

#### 【揚水の再開と汚染源対策】

平成20年度は揚水を停止し、地下水のモニタリングを実施したところ、遮水壁の内外でベンゼン等の一部物質の濃度の上昇を確認したことから平成21年度は揚水再開と、再汚染箇所を除去する措置を実施



揚水停止後1年 H21.3

基準値超過倍率 3.7

再汚染箇所

除去後1年 H23.3

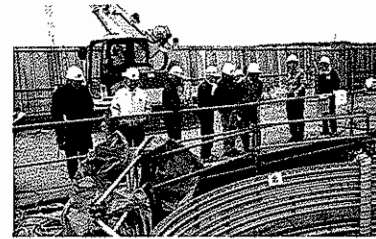
基準値超過倍率 0.5

### 支障状況等調査による新たな汚染の判明(H22)

平成21年11月30日付けの環境基準の改定により、新たに3項目が追加されたため、調査を実施したところ、このうち1,4-ジオキサンが基準値を上回る濃度で検出されました。



掘削されたドラム缶(溶剤を確認)



住民への現地説明会(H22.2.16)

## 3 今後の対応

### 1,4-ジオキサンによる汚染状況

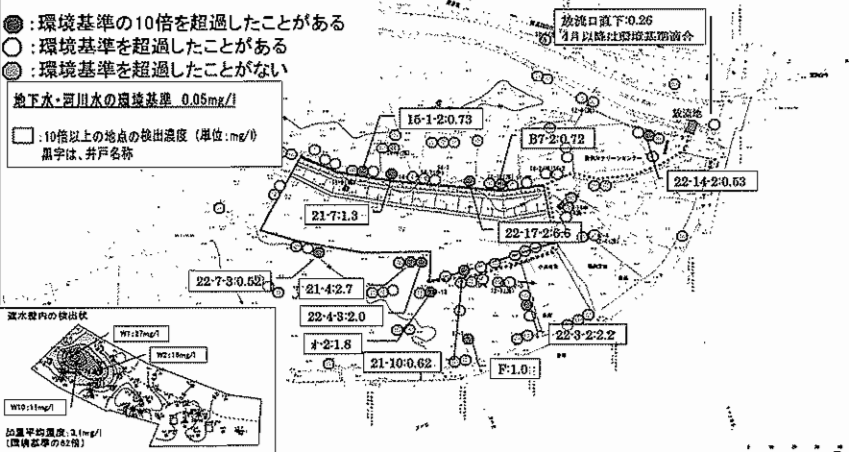
#### 1,4-ジオキサン検出状況(平成22年1月～平成24年1月)

	遮水壁内	遮水壁外	放流水	放流先河川
検出地点	69/73地点※	39/92地点※	---	1/6地点※
最大値	27mg/L(540倍)	6.6mg/L(132倍)	0.6mg/L	0.26mg/L(5.2倍)
環境基準	0.05mg/L	0.05mg/L	---	0.05mg/L

\*検出地点は、環境基準超過地点数/全調査地点数

1,4-ジオキサンによる汚染地下水は、不法投棄場所北側の嘉例川近傍に設置した観測井戸で確認されていますが、これまでのところ嘉例川への浸出は認められていません。

#### 1,4-ジオキサンの検出状況(H22.02～H24.1)



### 措置命令の発出

平成22年6月15日に原因者に対して、「地下水を汚染する廃棄物の撤去」等を内容とする措置命令を発出しましたが、履行ができないとの意思を示しています。

### 行政代執行による緊急対策

緊急対策として、1,4-ジオキサンを含む汚染地下水の拡散防止を目的とした行政代執行を平成23年度から実施しています。

- 緊急対策の期間：平成23年度～平成24年度
- 事業費：3億4千5百万円(当初)
- 国からの支援：事業費の45%を交付税措置  
(平成23年3月18日付け環境大臣同意)

### 恒久対策の検討

緊急対策のみでは、長期にわたる水処理施設等の管理が必要となるため、学識経験者からなる桑名市五反田事案技術検討専門委員会を設置し、技術的に支障等除去の確実性が高く、経済性も考慮した恒久対策について、平成23年度に委員会を3回開催し検討を行いました。  
 今後は、委員会での検討内容を参考に恒久対策工法の取りまとめを行います。

## 8-2 桑名市源十郎新田事案

### (1) 概要

員弁川左岸河川敷の旧産廃処分場跡地及びその近傍（いずれも砂利採取跡地）から廃油が河川に滲出し、また、旧処分場等の廃油中に高濃度の揮発性有機化合物（VOC）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれていることが判明した事案です。

- ①原因者 : 調査中
- ②時期 : (PCB 廃棄物) 昭和 48 年から昭和 51 年と推定
- ③場所 : 桑名市大字五反田字源十郎新田地内 (河川区域内)
- ④規模 (面積等) : 約 14,000m<sup>2</sup>
- ⑤不適正処理の内容 : 有害物質を含む廃油の埋立や PCB 廃棄物の不法投棄
- ⑥支障等の状況 : 廃油の河川への滲出が一部確認されているほか、VOC や PCB を含む廃油が地下水や員弁川に流入した場合には、水道水源や内水面漁業に支障を生じるおそれがある。

### (2) 現状

土壌等の汚染状況調査では、旧処分場内の油層や土壌中には高濃度の PCB や VOC が存在していますが、地下水や員弁川の環境基準の超過は確認されていません。

汚染箇所の下流約 250m に桑名市の水道水源があり、現在、桑名市では、汚染箇所直近の井戸からの取水を停止しています。

緊急対策として、平成 23 年 4 月には鋼矢板の設置工事を実施し、油流出防止の強化等を行うとともに、河川表流水への廃油の滲出を防止する措置として、藤川の瀬替え工を実施し、平成 24 年 4 月に完了したところで、現状において河川への廃油の滲出は抑止されています。

現在、定期的な地下水等の水質検査を実施し、継続監視しています。

### (3) 課題

緊急対策（鋼矢板の設置、藤川の瀬替え）に引き続き、恒久対策工法の検討を行います。産廃特措法の延長を見据えて、平成 24 年度内の環境省協議に向けた手続きを進める必要があります。

### (4) 今後の取組

- ① 土地利用者、周辺住民等の関係者に対する聴取調査等を実施していますが、原因者の特定に繋がる有益な情報は得られていません。今後、原因者が判明次第、措置命令を発出します。
- ② 恒久対策について、技術検討専門委員会による工法検討を進め、今年度内に産廃特措法に基づく実施計画（案）を策定し、大臣同意を得る予定です。



# 桑名市源十郎新田事案について

平成24年6月18日

## 1 概要

## 2 事案の状況

## 3 今後の対応

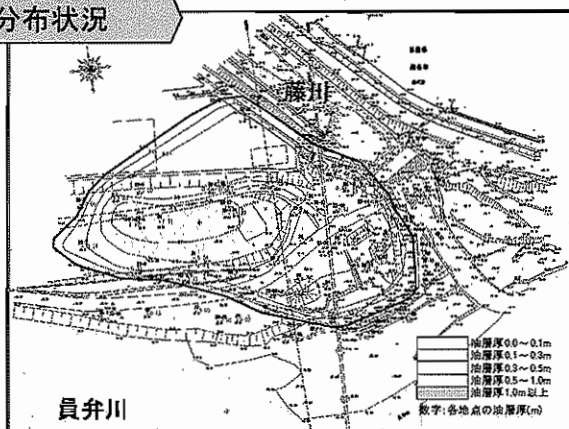
環境生活部

### 【事案の概要】

- S42頃 砂利業者が砂利採取実施
- S48～H5 A社の民間最終処分場として使用
- H19.9 合流部で油滲出確認
- H20.12 同社による矢板工等が完了
- H22.10 県が回収した油からPCBを検出
- H23.4 県による緊急対策(矢板工等)完了
- H24.4 県による緊急対策(藤川瀬替え工)完了



### 油の分布状況



### (1) 有害物質の主な検出状況

#### ① 揮発性有機化合物(VOC)高濃度地点(溶出試験)

ジクロロメタン	4.1mg/L(環境基準0.02mg/L) 環境基準の205倍
トリクロロエチレン	2.1mg/L(環境基準0.03mg/L) 環境基準の70倍
テトラクロロエチレン	0.041mg/L(環境基準0.01mg/L) 環境基準の4倍
1,2-ジクロロエタン	0.12mg/L(環境基準0.004mg/L) 環境基準の30倍
1,1,2-トリクロロエタン	0.87mg/L(環境基準0.006mg/L) 環境基準の145倍
ベンゼン	4.5mg/L(環境基準0.01mg/L) 環境基準の450倍

※基準値は土壤環境基準

#### ② PCB(油中)

最高濃度:9,600 mg/kg  
※特別な管理を要する廃棄物の基準(0.5mg/kg)の19,200倍

### (2) 周辺環境モニタリング結果

測定箇所	測定頻度	PCB	VOC等の有害物質
地下水2箇所	毎週	検出されず	環境基準未滿
河川水6箇所	毎月	検出されず	環境基準未滿

測定期間:平成22年10月～平成24年3月

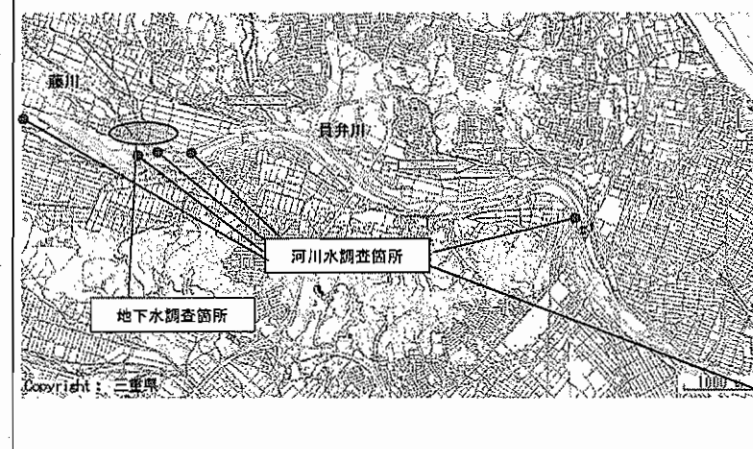
### (3) PCB汚染原因物

旧処分場東縁部法面における掘削調査(平成23年10月実施)において、汚染原因物の一つと考えられる高圧コンデンサの素子(絶縁紙+アルミ箔)とみられる物を確認。



### (1) モニタリングの継続実施

- ① 地下水について  
調査井10箇所の水質調査を継続実施する。(調査頻度:1回/週～1回/年)
- ② 河川水について  
員弁川及び藤川の6箇所で河川水の水質調査を継続実施する。(調査頻度:1回/月)



### (2) 恒久対策等の検討

恒久対策の工法に係る課題を抽出し、学識者意見を踏まえて検討中。

- 第1回技術検討専門委員会 H23年 7月29日開催
- 第2回技術検討専門委員会 H23年10月18日開催
- 第3回技術検討専門委員会 H24年 1月19日開催
- 第4回技術検討専門委員会 H24年 3月16日開催
- 第5回技術検討専門委員会 H24年 7月5日開催予定

### (3) 財政支援の要望

産廃特措法に基づく財政支援を得るため、実施計画(案)を策定し、環境省へ正式に協議を行っていきます。

## 8-3 四日市市大矢知・平津事案

### (1) 概要

四日市市大矢知町・平津町地内において、昭和56年から平成6年にかけて産業廃棄物処理業者が安定型最終処分場の許可面積・容積を超えて産業廃棄物の不適正処理を行ったため、廃棄物の飛散流出及び雨水浸透による有害物質の浸出のおそれがある事案です。

- ①原因者 : (有)川越建材興業(平成21年5月～清算法人に移行) 館昭美(代表者)
- ②時期 : 昭和56年3月から平成6年10月
- ③場所 : 四日市市大矢知町字大谷3074-1ほか
- ④規模(面積等) : 許可面積: 58,854m<sup>2</sup>、容積: 1,320,000m<sup>3</sup>  
(投棄面積: 約95,000m<sup>2</sup>、容積: 約2,620,000m<sup>3</sup>)
- ⑤不適正処理の内容 : 許可面積及び容積を超過した処理
- ⑥支障等の状況 : 直ちに周辺への影響のおそれはないが、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある。

### (2) 現状

平成19年1月に原因者に対し覆土や雨水排水対策等を講じるよう措置命令を発出するとともに、平成20年10月からは地元・学識経験者・行政(県)の三者による協議を開始し、第10回の協議からは四日市市も正式に参画して四者協議となり、これまでに計13回の協議を重ねてきています。

その過程において、平成23年11月23日には、知事が現地を視察するとともに、四日市市長立会いのもと、地元自治会長と知事との間で「具体的な対策工法」等に係る実施協定書を締結しています。

原因者に対しては、これまで25回に亘り文書による履行指導を行っていますが、原因者の履行能力・意思、現在の生活環境保全上の支障又はおそれの状況等から判断して、行政代執行による措置の必要があると考えられます。

### (3) 課題

実施協定書を土台として、対策工法の詳細な内容等についての検討を進め、平成24年度内の大臣同意に向けた手続きを進める必要があります。

### (4) 今後の取組

- ① 四者協議等における話し合いを進めるとともに、今年度内に産廃特措法に基づく実施計画(案)を策定し、大臣同意を得る予定です。
- ② 今年度、行政代執行に着手しますが、産廃特措法の支援事業に先立ち、県単事業にて国の支援対象外である「現地測量」や「地質調査」等を実施します。



# 四日市市大矢知・平津事案について

## 1 概要

### 1 事案の概要

- (1) 場所：四日市市大矢知・平津町地内  
安定型最終処分場
- (2) 埋立期間：昭和56年～平成6年10月
- (3) 原因者：(有)川越建材興業
- (4) 面積・投棄量：約95,000m<sup>2</sup>／約2,620,000m<sup>3</sup>  
(許可面積等58,854m<sup>2</sup>／1,320,000m<sup>3</sup>)
- (5) 許可埋設物：廃プラスチック、陶磁器くず、鉋さい等

### 2 有害物質の主な検出状況(県調査結果)

- (1) 投棄された廃棄物<溶出試験>  
埋立判定基準値以下
- (2) 投棄地内地下水  
ベンゼン 0.057mg/l(環境基準の5.7倍)  
砒素 0.027mg/l(環境基準の2.7倍)
- (3) 周辺地下水  
砒素 0.28mg/l(環境基準の28倍)  
ベンゼン 0.017mg/l(環境基準の1.7倍)
- (4) 専門家の評価



青：許可区域 赤：処分場関係区域  
黄：隣接区域

直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物の回収、及び覆土・雨水排水対策が必要

## 2 事案の状況

### 措置命令(H19.1.31)

- 【対象者】(有)川越建材興業 及び 代表者個人  
(H21. 5. 18付けで解散登記、清算法人に移行)
- 【着手期限】H19. 6. 30(延長後:H19. 12. 28)
- 【履行期限】H20. 12. 30
- 【命令内容】
  - ① 廃棄物の飛散流出防止対策
  - ② 雨水浸透抑制のための覆土及び管理
  - ③ 雨水排除のための排水路等の整備及び管理

### 原因者に対する履行指導(延べ25回の文書指導等)

- ・平成19年度 5回の文書指導を実施
- ・平成20年度 5回の文書指導を実施
- ・平成21年度 7回の文書指導を実施
- ・平成22年度 4回の文書指導を実施
- ・平成23年度 4回の文書指導を実施

原因者の履行能力・意思の確認  
専門委員からの意見聴取  
(行政代執行に係る具体的措置等の内容)

「行政代執行の実施」を判断

## 3 今後の対応

### 1 地元・学識経験者・市・県による「四者協議」の開催

平成20年10月から開始された地元、学識経験者、県による三者協議は、平成22年12月の第9回三者協議において、今後は地元四日市市を加えた四者で協議していくこととなり、引き続き、建設的で双方向のリスクコミュニケーションを進め、対策工法の詳細やリスク管理の考え方等の検討を通じて、周辺生活環境の保全を図り、住民の安全・安心を確保していきます。

### 2 実施協定の概要(平成23年11月23日締結)

地元住民の安全・安心を確保することを目的とした支障除去等事業における具体的な対策工法などについて、両地区連合自治会長と知事との間で締結した「実施協定書」に基づき、今後、更に協議を進めていきます。

#### (1) 具体的な対策工法の内容

- ① 埋立地の天端部は、集排水機能を考慮した覆土工を行うとともに、雨水を適切に排除するため、雨水調整池まで排水路等を設置する。
- ② 埋立地の斜面部は、状況に応じて、厚層基材吹付工、押え盛土工、連続繊維補強土工等を行う。
- ③ 第2帯水層露出箇所等については、廃棄物層からの染み出し抑止工を行う。(大矢知側、平津側)
- ④ 埋立地の周辺に雨水調整池を3箇所程度設置する。(処分場入口付近、西水路付近等を予定地とする。)
- ⑤ 排水路等を管理するための管理用道路を2箇所設置する。(大矢知側、平津側)

#### (2) 管理計画の内容

リスクの状況とその評価、及び対応の考え方などをとりまとめた「リスク評価表」を基に、対策後の管理計画も含めた「リスク管理表」に改訂し、四者協議におけるコミュニケーションツールとして活用していきます。

### 3 今後の予定

- (1) 「四者協議」において、対策工法の詳細やリスク管理の考え方などについて協議していきます。
- (2) 国の支援対象外である「現地測量」や「地質調査」等を地元の協力のもと先行して、県単事業にて実施します。
- (3) 土地所有者及び排出事業者に対して調査を行い、必要に応じて責任追及を行います。
- (4) 国の支援を得て事業を実施するため、産廃特措法に基づく、「実施計画」を策定し、今年度内の大臣同意を目途に環境省協議に向けた手続きを進めます。
- (5) 跡地利活用方法等について、今後、地元と十分協議していきます。
- (6) 水質等のモニタリング調査を継続して、実施します。

## I 三者協議に至る経緯

- (1) 平成18年10月12日：地元住民から公開質問状の提出  
・地元住民の指定する場所におけるトレンチ調査の実施等について要望
- (2) 平成19年6月11日  
・原因者の費用負担による掘削調査の実施を地元と合意
- (3) 平成20年7月7日：掘削調査等の結果に係る地元説明会  
・学識経験者から、調査結果に対する評価等を説明  
・今後は、地元・学識経験者・行政の三者で協議していくことで合意

## II 三者協議(四者協議)等の開催状況

- (1) 平成20年10月20日：第1回三者協議
- (2) 平成20年12月15日：第2回三者協議
- (3) 平成21年 3月26日：第3回三者協議
- (4) 平成21年 7月13日：第4回三者協議
- (5) 平成21年10月26日：第5回三者協議
- (6) 平成22年 1月29日：第6回三者協議
- (7) 平成22年2月23日：大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議及び合同視察(\*地元代表者と知事が面談)  
・両地区連合自治会長連名の当事案の解決に向けた決議文を採択  
・知事はこれまでの県の対応などに陳謝するとともに、県が責任を持って対処していく旨を挨拶で表明

- (8) 平成22年5月31日：第7回三者協議  
・「リスク評価表」の骨格(フレーム)について地元合意
- (9) 平成22年9月14日：第8回三者協議  
・「リスク評価表」の地元合意を受けて、年内に「リスク評価表」に基づく「対策工法骨子案」を作成することで合意
- (10) 平成22年12月10日：第9回三者協議  
・「対策工法骨子案」について地元合意し、年内の「基本合意書」締結に向けた地元意見書が配布される
- (11) 平成22年12月24日：基本合意書締結式  
・四日市市長立会のもと、両地区連合自治会長と知事との間で「対策工法骨子案」に係る基本合意書を締結
- (12) 平成23年3月28日：第10回四者協議(\*市正式参画)  
・「リスク評価表」(第2版)の改訂内容について合意
- (13) 平成23年6月28日：第11回四者協議  
・「具体的な対策工法」に係る比較検討案について合意
- (14) 平成23年10月21日：第12回四者協議  
・「具体的な対策工法」について地元合意
- (15) 平成23年11月23日：知事現地視察・実施協定書締結式  
・四日市市長立会のもと、両地区連合自治会長と知事との間で「具体的な対策工法」等に係る実施協定書を締結
- (16) 平成24年3月28日：第13回四者協議  
・「リスク評価表」から「リスク管理表」に移行していくことについて合意
- (17) 平成24年7月12日：第14回四者協議(予定)

## 8-4 四日市市内山事案

### (1) 概要

四日市市内山町地内の産業廃棄物安定型処分場等において、許可品目外の木くずや紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素（最大 5,000ppm）及びメタンガスの発生が判明した事案です。

- ①原因者 : (株)シーマコーポレーション (旧 成豊(株) H19年清算終了)  
(有)功進 (H15年清算終了)
- ②時期 : 平成元年3月から平成11年9月
- ③場所 : 四日市市内山町字高砂
- ④規模 (面積等) : 約 20,000m<sup>2</sup> / 約 340,000m<sup>3</sup>  
成豊(株)最終処分場 約 15,000m<sup>2</sup>、277,000m<sup>3</sup>  
(許可面積・容量 7,942m<sup>2</sup>、81,098m<sup>3</sup>)  
(有)功進自社処分場及び中間処理施設 約 4,700m<sup>2</sup>、約 63,000m<sup>3</sup>  
(自社処分場届出面積・容量 2,322m<sup>2</sup>、20,400m<sup>3</sup>)
- ⑤不適正処理の内容 : 許可品目外 (木くず、紙くず) 及び許可容量を超える埋立
- ⑥支障等の状況 : 廃棄物内部に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれがある。

### (2) 現状

平成18年3月に原因者に対して措置命令を発出したものの、履行の見込みがなかったことから、緊急対策として平成19年2月にガスの回収処理等の行政代執行に着手しました。

回収処理に着手したことにより、硫化水素ガス濃度は低下しましたが、廃棄物層内部にガスの発生原因物質 (硫酸イオン、有機物) が高濃度で含まれている部分を確認されており、依然として硫化水素ガスの発生が懸念されるとともに、急勾配の法面部分の崩壊により、周辺への悪臭の漏洩などのおそれもあります。

このことから、将来にわたって周辺への影響が生じないように、整形覆土等の恒久対策を実施する必要がありますが、高濃度の硫化水素ガス等が発生している現状では、工事中の周辺への影響等が懸念されます。

このため、まず第1段階として硫化水素ガス対策を実施することとし、実施計画 (案) を策定して環境省との協議を行ってきましたが、本年6月7日付けで大臣同意が得られました。

### (3) 課題

地元自治会と意見交換を行いながら、学識経験者で構成する「技術検討専門委員会」において恒久対策 (第2段階) の工法検討を行い、今年度内の大臣同意 (変更) に向けた手続を進める必要があります。

### (4) 今後の取組

- ① 第1段階に係る実施計画に基づき、平成24年12月頃を目途に硫化水素ガス対策に着手していきます。
- ② 併せて、第2段階の恒久対策について、地元自治会と意見交換を行いながら「技術検討専門委員会」による工法検討を進め、今年度内に実施計画 (案) を策定して、改めて大臣同意 (変更) を得る予定です。

# 四日市市内山事案の概要について

平成24年6月18日  
環境生活部

## 1 概要

### 【事案の概要】

- (1)原因者:成豊(株)(処分業許可:平成元年~平成10年)  
(有)功進(中間処理業許可:平成9年~平成11年)
- (2)場所:四日市市内山町地内  
(安定型最終処分場、中間処理場、自社安定型処分場)
- (3)面積/容量:約20,000m<sup>2</sup>/約340,000m<sup>3</sup>  
成豊(株) 最終処分場 約15,000m<sup>2</sup>/277,000m<sup>3</sup>  
(許可面積等: 7,942m<sup>2</sup>/81,098m<sup>3</sup>)  
(有)功進 自社処分場 約3,400m<sup>2</sup>、約48,000m<sup>3</sup>  
(自社処分場届出面積等: 2,322m<sup>2</sup>/20,400m<sup>3</sup>)  
中間処理施設 約1,300m<sup>2</sup>、約15,000m<sup>3</sup>
- (4)埋設物:廃プラスチック、建設廃材、木くず等
- (5)不適正処理の内容:許可品目外の埋立(紙くず、木くず)  
許可容量を超える廃棄物の埋立

### 【有害物質等の主な検出状況】

廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガス(最高32,000 ppm)及びメタンガスの発生を確認(致死濃度1,000ppm程度)

### 【生活環境保全上の支障等】

廃棄物層内に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生のおそれがある。

### 措置命令(H18.3.14)

【対象者】(株)シーマコーポレーション(旧 成豊(株))  
及び当時の代表取締役

【着手期限】H18.6.13 【履行期限】H19.6.13

### 【内容】

発生ガスの排除・処理、雨水浸透防止、及び廃棄物の飛散及び流出の防止

### 【措置命令違反】

措置命令を発出したものの、履行されなかったことから、措置命令違反で対象者を告発しました。(不起訴処分)



## 2 事案の状況

### (1)行政代執行(H19.2.16~)

#### 【内容】

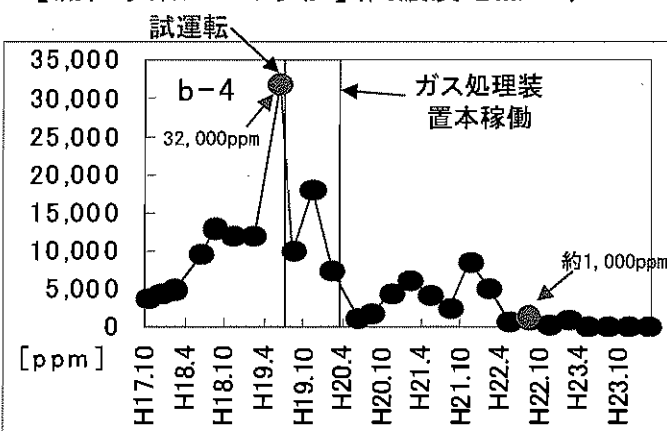
- (1)硫化水素ガス等の回収処理
  - ①ガス抜き管の設置
  - ②ガス回収管の敷設
  - ③硫化水素処理装置の設置
- (2)立入禁止措置  
立入防止フェンスの設置

### (2)行政代執行による硫化水素ガスの状況

#### 【硫化水素ガス等の回収処理】

- ・平成19年7月 試運転開始
- ・平成20年4月 本稼働開始

#### 【硫化水素ガスの状況】(高濃度地点b-4)



最も高濃度の地点(b-4)においては、最大32,000ppmの硫化水素ガスが検出されましたが、ガスの回収処理開始後低下し、現在、1,000ppm程度となっています。

### (3)補完的調査

補完的調査の結果、廃棄物層内に硫化水素ガス発生の原因となる有機物や硫酸イオンが多く含まれている部分が確認され、今後も継続して硫化水素ガスの発生が想定されました。

### (4)霧状酸化剤注入法現場適用性試験

平成22年9月から硫化水素ガスの発生抑制技術である霧状酸化剤注入技術の現場適用性試験を実施し、一定の効果を確かめています。

## 3 今後の対応

### (1)恒久対策等の検討

地元自治会と意見交換等を行いながら、学識者による技術検討専門委員会で硫化水素ガス対策及び恒久対策(例:廃棄物の掘削、整形、覆土等)の検討を行ってまいります。

- ※第1回技術検討専門委員会 平成23年9月9日開催
- ※第2回技術検討専門委員会 平成23年11月17日開催
- ※第3回技術検討専門委員会 平成24年1月31日開催
- ※第4回技術検討専門委員会 平成24年6月28日開催予定

### (2)産廃特措法に基づく実施計画案の策定

硫化水素ガス対策(第1段階)については、産廃特措法に基づく実施計画案を策定し、平成24年3月~4月に環境省による審査を受け、平成24年6月7日付けで環境大臣の同意を得ました。

### (3)今後の取組

第1段階に係る実施計画に基づき、平成24年12月頃を目処に硫化水素ガス対策に着手してまいります。

併せて、恒久対策(第2段階)について、地元自治会と意見交換会を行いながら「技術検討専門委員会」による工法検討を進め、平成24年度内に実施計画案を策定して、改めて大臣同意(変更)を得る予定です。

### 硫化水素ガス対策(第1段階)計画平面図



## 9 審議会等の審議状況について

### 1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成24年3月22日
3 委員	会長 宗村 南男 副会長 梅村 光久 委員 衣斐 信行 他9名
4 諮問事項	各種学校の廃止認可について
5 調査審議結果	1件の諮問事項に対して答申された。
6 備考	

### 2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成24年3月6日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岸 葉子 他6名
4 諮問事項	平成23年度アクションプログラム及び平成24年度アクションプログラム(案)について
5 調査審議結果	平成23年度第4回協議会にて、三重県立図書館改革実行計画・平成23年度アクションプログラム及び平成24年度アクションプログラム(案)について協議、意見交換が行われた。
6 備考	

### 3 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成24年3月16日
3 委員	会長 石原 義剛 副会長 蓮尾 直美 委員 伊藤 英子 他6名
4 諮問事項	平成23年度美術館事業進捗状況報告 平成24年度美術館事業概要報告 等
5 調査審議結果	平成23年度美術館事業進捗状況報告及び平成24年度美術館事業概要報告等について意見交換が行われた。
6 備考	

#### 4 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	平成24年3月19日（第1回）
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 木村 夏美 委員 池田 千慧子 他11名
4 諮問事項	三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	条例に盛り込むべき検討項目について、審議され、事業活動における対策、自動車における対策など8つの項目について、今後審議していくこととなった。
6 備考	

#### 5 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成24年5月17日
3 委員	部会長 田中 晶善 委員 岩田 政司 他2名
4 諮問事項	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について
5 調査審議結果	河川の水生生物保全環境基準に係る類型指定について事務局から説明を行い、ご意見をいただいた。
6 備考	

#### 6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会（第1回小委員会）
2 開催年月日	平成24年4月20日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 立花 義裕 他8名
4 諮問事項	「度会ウインドファーム」事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価準備書の概要について事業者から説明を受け、準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

## 7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会（第2回小委員会）
2 開催年月日	平成24年5月28日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 立花 義裕 他4名
4 諮問事項	「度会ウインドファーム」事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	第1回小委員会で出された意見に対する事業者見解及び環境影響評価準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

## 8 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成24年5月22日
3 委員	会長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委員 石田 壽賀子 他17名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	男女共同参画施策の実施状況の評価を行うスケジュール等について検討された。
6 備考	

## 9 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成24年5月14日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介 他3名
4 諮問事項	桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案の論点整理表について審議された。
6 備考	